

横 浜 市 会 第 1 回 会 議 録
定例会
【 速 報 版 】

議案関連質疑（令和8年2月10日）

速報版

- ・ この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・ 正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横 浜 市 会

○議長（渋谷健君）これより質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。おさかべさやか君。

〔おさかべさやか君登壇、拍手〕

〔「頑張れ」と呼ぶ者あり〕

○おさかべさやか君 おはようございます。自由民主党横浜市議員団のおさかべさやかです。会派を代表いたしまして、本定例会に上程されている議案のうち市第 108 号議案、市第 109 号議案、市第 110 号議案、市第 114 号議案、市第 115 号議案、市第 119 号議案、市第 120 号議案、市第 122 号議案、市第 127 号議案、市第 132 号議案及び市第 137 号議案に関連し、私自身がとても関心の高い教育、子育てから先に順次質問いたします。

初めに、市第 108 号議案第 5 期横浜市教育振興基本計画の策定についてお伺いします。

この計画は、子供たちにとって毎日学んだり生活したりする学校のこれからが書かれた非常に重要なものです。教育長として横浜市の今後の教育の礎となるこの計画にはいろいろな思いを込められたと思いますが、まず第 5 期計画の特徴とこの計画にかける思いを教育長にお伺いします。

昨年 9 月に公表された中央教育審議会の論点整理では授業時数の見直しや教育課程の柔軟化、内容の重点化、精選などが示され、いわゆるカリキュラムオーバーロードへの問題意識が明確に打ち出されました。いじめ、不登校、子供の自殺、こういった問題の背景に日本の足し算の教育があります。子供のためによかれと思って足された取組の数々が学校生活を過密化させ子供と教師の回復するための時間を奪っていきました。大切なのは余白です。私としましては次期学習指導要領に必要なのは引く改革と余白の再設計だと思っています。横浜市においてもぜひ今回の計画で柔軟な時間割の編成について検討し大きく前に進めていっていただくことを望みます。

空いた時間を何かで埋めないという発想であえて何もしない余白を制度として確保していきましょう。子供たちにはゆっくり過ごす、遊ぶ、回復する、自分で考える、自分で行動する、こういった時間が毎日の中で必要です。余白は子供のためだけでなく教員のためにもなります。余白があるからこそ授業は磨かれ子供の学びは豊かになります。教育の質を守るためには引く勇気が必要です。今こそ足し算の改革から引く改革への転換が求められます。横浜が率先してこの改革を進め全国に知らしめていってください。改革を進めるに当たっては大人だけで決めるのではなくぜひ子供の意見をよく聞いていただけたらと思います。私も昨年 12 月に小学生の声をアンケート調査で集めて文部科学副大臣に届けました。アンケート調査では子供たち自身も時間割の弾力化や協働的な学び、探究的な学びを求めていることが分かりました。

そこで、この計画の中では柔軟な教育課程の編成をどう位置づけられているか、また、子供に意見をどのように聞いたかについて教育長にお伺いします。

次に、第 5 期横浜市教育振興基本計画の施策 3 に基づき給食についてお伺いします。

横浜市においてはこれまで給食を通じて地元の産物を味わったり、郷土料理や国際色豊かな食事をする中で食育に関する様々な取組を行ってきました。令和 8 年 4 月からは中学校給食が新たにスタートし、今後は各学校で発達段階に応じた食育がより実施しやすくなると期待しています。しかし、近年の物価高騰が長期化する中で学校給食に使用する食材費が高止まりの状況が続いていることは懸念材料です。給食の質が低下する可能性もあるため横浜市は基金や臨時交付金の活用を通じて給食の安定供給と質の維持に努めてきたと思われませんが、保護者や子供たちからはゼリーが出なくなった、見た目が地味になった、量が少なくなったという意見が寄せられています。

来年度から横浜市の小学校給食は国の無償化に基づく新制度に対応することになります。この制度により基準

額を超過する部分は臨時交付金を活用し実質無償化が行われると聞いており、子育て家庭の負担軽減につながると評価しています。しかし、先行して無償化を実施している他都市では無償化が重視されるあまり給食の質が懸念される事例もありました。横浜市では横浜らしい給食づくりに向けて必要な栄養を確保するだけでなく、節分には大豆を使用した季節感のある献立や夏場には食欲を増進させるための夏野菜カレーやチリコンカン、新学期には子供たちに食べやすく配食しやすい具だくさんの豚汁が提供され栄養教諭、学校栄養職員、調理員の方々の工夫が生かされています。こうした現場での努力や実際の運営が十分に知られず、来年度の実質無償化に伴って質が低下するのではないかと不安が広がることは避けなければなりません。

学校の給食の質の確保について見解を教育長にお伺いします。

子供たちにとって毎日の給食が安心して楽しみにできるものであってほしいと思います。学校の授業があまり好きではなかったとしても休み時間と給食が楽しみだから学校に通い続けられるという子もたくさんいると思います。ですが、音楽もかかっている無音の中で時間内に食べ終わるためにおしゃべりはしてはいけないという学校もあります。特に今の時期はインフルエンザがはやっていて机をグループにできず前向きで黙々と食べる時間を過ごしていると聞きます。柔軟な教育課程の編成で生まれる休み時間や給食の時間といった授業と授業の合間の余白の時間の充実についてもしっかり検討していただければと思います。

次に、市第 122 号議案横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正についてお伺いします。

この条例を設置根拠にする横浜市いじめ問題調査委員会は、教育委員会が行ったいじめ重大事態の調査結果に対して市長からの諮問に応じて再調査などを担う附属機関です。これまで実際に再調査に至った事例はないと聞いていますが、横浜市も全国同様に令和 6 年度はいじめ認知件数、重大事態発生件数ともに過去最多となり、いじめへの対応について社会的関心が高まっています。

今回の条例改正によりこのような関心にどのように応えられるようになるのか、条例改正の目的について市長にお伺いします。

調査委員会には各分野の専門的な視点を持つ委員が所属しており、市長からの諮問に応じて様々な議論が行われると聞いています。そこで、調査委員会に対する期待について市長にお伺いします。

この改正が児童生徒や保護者からの信頼につながるよう事務局である市民局がしっかり調査委員会を支えることを強く要望いたします。

次に、市第 109 号議案横浜市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定についてお伺いします。

子供の条例は、いわゆるこども誰でも通園制度として令和 6 年 6 月に成立した子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により在宅の子育て家庭が月 10 時間まで柔軟に保育所などを利用できる新たな通園給付として創設されたものです。横浜市においては令和 6 年度にモデル事業として試行的に実施し、今年度は地域子ども・子育て支援事業の一つとして認可保育所や幼稚園、地域子育て支援拠点など様々な施設で実施されているところです。この事業は現在一部の自治体のみで実施されていますが、4 月からは新たな給付制度として全国の自治体で実施されることになりました。

そこで、こども誰でも通園制度が給付制度化されることでの変更点について副市長にお伺いします。

この制度は子供にとっては集団生活の経験、保護者にとっては保育士などの専門職に子育てに関する相談ができるようになるため全国一律で実施されることは大変意義があると思います。こども誰でも通園制度が給付制度化されることによる利用者や事業者への効果について市長にお伺いします。

こども誰でも通園制度が給付化されることで利用者や事業者にとってより身近な制度になっていくものと考え

ます。4月からの本格実施を着実に進めていただくことを要望いたします。

次に、市第137号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）のうち子ども、子育て分野の中から幾つか質問いたします。

初めに、スクールバス運行費についてお伺いします。

特別支援学校の児童生徒の通学手段として実施しているスクールバスですが、社会環境の変化に伴いバス事業者は全国的な課題として人材確保の困難さや人件費の高騰など大きな課題を抱えている状況です。横浜市立特別支援学校の3コースで事業者が令和7年度末に撤退することを聞き、横浜市のスクールバス事業の運営にも影響が及びつつあると感じます。

そこで、スクールバス運行費の増額補正を実施する理由について教育長にお伺いします。

スクールバスは市立特別支援学校に通う児童生徒の方々にとって大切な通学手段となっています。児童生徒の学びを確保する上でも欠かすことができない重要な事業であると思いきし保護者のニーズは今後ますます高まっていくものと考えます。厳しいバス業界の状況を踏まえながらも児童生徒の大切な通学手段を確保しつつさらなる充実を図ることも大切です。

スクールバス事業の今後の方向性について教育長にお伺いします。

特別支援学校に通う児童生徒にとって大切な通学手段であるスクールバス事業が着実に実施されること、そして保護者のニーズに応える形で事業の充実が一層図られることを要望いたします。

続いて、施設型給付費及び保育・教育施設向上支援費についてお伺いします。

令和7年度人事院勧告を踏まえた公定価格の改定による保育士の処遇改善の実施に伴う増額として約55億円の補正予算が計上されています。乳幼児が安心して過ごすための保育所では保育士が安定して子供に関わることができる環境が重要です。そのために保育士が長く働ける環境を整えることが必要だと考えます。しかし、現状では現場の人手不足は深刻で日々の保育を何とか維持している状況です。一人が離職すると保育の継続に大きな影響が生じ後任が確保できないこともあります。残った職員の負担が増えさらなる離職を招く悪循環も懸念されます。そのような中、公定価格の大幅引上げや横浜市の処遇改善、人材確保策により市内の保育現場からは退職者が減ってきているといった声が寄せられていると聞きます。これまでの取組で状況は少しずつ改善されていると思いますが、依然として離職が多い状況や他産業と比較した際の賃金の低さといった課題は残っており、さらなる改善に向けた取組が引き続き必要です。

そこで、保育士の処遇改善に向けた意気込みについて市長にお伺いします。

保育士の処遇が改善されることで長く働き続けたいと思う保育士が増え保育の質の向上につなげていくことを要望いたします。

次に、障害児通所支援事業についてお伺いします。

近年、児童発達支援、放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業は全国的に事業所数、利用児童数ともに増加しており費用も高い伸びで推移していると聞いています。これからの施設の利用に当たってはお子さんの意見も当然加味されているかとは思いますが、やはり保護者がお決めになる部分も大きいと思います。

障害児通所支援事業所に対する保護者のニーズについてどのように認識されているのか、市長にお伺いします。

障害児通所支援事業は障害のある子供が地域で安心して育ち、学び、将来につながる力を身につけるために子供、家族、地域をつなぎながら継続的に支援する事業として意義深いと考えています。一方、その事業趣旨とは異なり障害児の預かりと送迎サービスが目的になり、一部の事業所では漫然とした預かりを行うだけでお子さん

と御家族に対する適切な支援がなされていないといった声を聞くことがあります。例えば個別のニーズに対応せず小学生から中学生まで同じプログラムを行う、テレビでアニメを見せさせ続けるなどといった声です。

増加する障害児通所支援事業所の質の担保は重要な課題だと思いますが、市長の見解をお伺いします。

質の高い障害児支援を実現するためには専門性を有する保育所や地域療育センターとの連携を強化した取組や体制が重要だと考えます。本来なら障害のある子供たちがふだん生活している幼稚園や保育所内で同様の支援サービスを受けることができれば園内で情報共有がしやすく、また、支援を受ける子供も環境の変わらない中でふだんの生活と地続きに無理なく受けることができます。実際に保育所や幼稚園を運営している法人が児童発達支援事業所を園内に併設する事例があると伺っています。

保育所や幼稚園などと一体となった障害児の育ちの場を拡充していくべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

また、もう一つの方策として障害児支援に関する専門的な知見を有する地域療育センターが障害児通所支援事業所との連携を強化すべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

障害のある子供たちに質の高い支援が行き届くとともにインクルーシブ社会の推進を期待しています。

次に、市第110号議案横浜市青少年相談センター条例の全部改正についてお伺いします。

私は子供ファースト政策を掲げ、子育て支援や弱者の支援に取り組むことで住民のつながりの強化を生み地域社会の活力を高め全ての市民、区民が恩恵を享受することができる社会を目指しています。地域の中にはひきこもりに悩む方、困難を抱える若者など社会的に孤立し様々な生きづらさを抱えている方々が存在します。そうした方々に継続的な支援を行うことで本来持っている力を無理のない形で少しずつ引き出しながら地域とのつながりを持てるようにしていくことが大切だと考えます。今回の議案はこども青少年局の青少年相談センターと健康福祉局ひきこもり支援課を統合し新たに横浜市ひきこもり総合支援・若者相談センターを設置する改正ですが、私としては単に統合するのではなくどのような理念に基づいて行うのが重要と考えます。

そこで、横浜市ひきこもり総合支援・若者相談センターの設置理念について市長にお伺いします。

これまで青少年相談センターはこども青少年局が所管していましたが、今回の改正により新センターは健康福祉局が所管するという事です。横浜市ひきこもり総合支援・若者相談センターを健康福祉局の所管とした理由について副市長にお伺いします。

ひきこもりの方や様々な困難を抱えた若者が地域の中でつながりを持ちながら本来持っている力を発揮できるようにセンターや地域において必要なサポートが受けられる取組のさらなる充実を要望いたします。

次に、市第114号議案横浜市老人福祉施設条例の一部改正についてお伺いします。

横浜市新橋ホームは介護保険制度が導入される以前の平成9年から公設民営の施設として開設されました。特別養護老人ホームや養護老人ホームのほか通所介護や居宅介護支援を併設して事業を実施していますが、今回の条例改正によりこの2つの事業を廃止することとなりました。私が青葉区内の特別養護老人ホームを訪問した際に職員の方から次のようなお話を伺いました。高齢者の認知症が重くなる前に併設されている通所介護を利用してもらい本人の好きな音楽や絵画、趣味や関心が深いことなどを職員が把握できると、認知症が重くなり本人が自分のことを分からなくなってしまうても職員が先回りして対応できる、好きなものに囲まれることで御本人が安心して落ち着いた生活を送ることができるという内容でした。通所介護の利用が高齢者が在宅生活から施設での生活へ移行する際の不安を和らげ自然な移行を促したよい事例だと思います。今回の条例改正により新橋ホームにおける通所介護事業が廃止されますが、安心して入所いただけるよう配慮が必要に思います。

安心して施設に入所いただけるためにどのような対応を行っていくのか、副市長にお伺いします。

また、通所介護などの在宅サービスを利用される方であったとしてもいざ施設へ入所が必要になったときに高齢者御本人や介護をしている御家族の中にはどのように施設を選べばよいのか、何から手をつけてよいのかが分からない方も多くいらっしゃると思います。入所が必要になったときに急いで施設を決めてしまいこんなはずではなかったという思いをしないためには個々の状況に寄り添った丁寧な入所支援が必要だと思います。

施設への入所を支援する取組について市長にお伺いします。

入所に関して困ったり迷ったりする状況に陥らないために相談先や施設に関する情報を御本人や介護をされる御家族に日頃から伝えていくことが重要だと思います。介護保険の通知や免許返納のタイミングなど要所要所で認知症が重くなる前に御本人に合った施設探しを促していただくよう要望いたします。

次に、市第 115 号議案横浜市公園条例の一部改正についてお伺いします。

今回の条例改正は新吉田ふれあい公園を指定管理者が管理する公園として位置づけるためのものです。市内にはこの公園以外にも農体験ができる公園や屋外プール、こどもログハウスがある公園があり、これらの多くの公園において指定管理者制度が導入されています。指定管理者制度は公の施設の運営に民間事業者のノウハウを活用することで市民サービスの向上と効率的で持続可能な施設運営の両立を図るための重要な公民連携の手法の一つであると考えます。市内の公園では指定管理者のノウハウを活用して利用者のニーズに応える取組が行われています。特に私が要望してきた子供の水遊び場の充実についても多くの公園で指定管理者の工夫によって実施がなされています。このように公園の日常的な管理にとどまらず子供たちをはじめ様々な世代の利用者や地域のニーズに応えながら公園が持つ可能性を最大限に引き出しその価値をさらに高めていくためには指定管理者の力を今後生かしていくことが重要です。

公園において指定管理者がアイデア、ノウハウをより発揮できるような工夫について副市長にお伺いします。

ぜひ公園の指定管理者においても、先ほど申し上げた公園での水遊び場の充実をはじめ地域に根差した様々なイベントが柔軟に実施されていくよう進めてもらえたらと思います。また、公園愛護会や自治会を含めた地元の要望を取り入れるなどアイデアやノウハウがより一層生かされた取組が広がっていくことを期待しています。

次に、市第 119 号議案横浜市駐車場条例の一部改正についてお伺いします。

駐車場条例に定める附置義務制度は民間事業者が事務所や店舗、工場などを建築する際に駐車場の整備を義務づける制度です。駐車場法に基づき全国各自治体においてそれぞれの基準で条例が定められています。横浜市では高度経済成長期におけるモータリゼーションの進展を背景に昭和 38 年に制定され、これまで数回の改正を経て現在に至っています。マイカーで目的地に行く際に駐車場は必要な施設であり、路上駐車やそれに起因する交通渋滞の抑制、歩行者の安全確保などの観点から市民生活や企業活動を支える重要な都市機能です。一方で若者のマイカー離れや公共交通サービスの充実を背景に駐車場施策を取り巻く環境は大きく変化していて、横浜市としても駐車場の整備拡大から縮小の方向に検討を進めてきたと伺っています。

駐車場施策の方向性を変えていくこととなりますので十分な検討に基づいての判断だと思いますが、今回の附置義務制度の見直しに当たってどのような検討を行ってきたのか、副市長にお伺いいたします。

横浜市の附置義務の基準は他都市と比べて厳しいという声を耳にしてきましたが、今回附置義務の対象となる建物の規模を国が示す標準値に合わせる方向で緩和することになりました。私は、附置義務が緩和されれば民間事業者の方々は駐車場設備に関する負担が軽減され新たな投資を促進する効果も期待できると考えています。

そこで、どのような考え方で駐車場の附置義務を緩和するのか、市長にお伺いします。

駐車場に関する規制だけではなくまちづくりに関わる様々な規制についても必要な見直しをしていくという柔軟な姿勢が必要です。民間事業者の投資を呼び込み横浜の持続的な成長発展につなげていただきたいと思います。

次に、市第 120 号議案横浜市港湾施設条例の一部改正についてお伺いします。

横浜港は我が国の主要な国際貿易港としてこれまで国際コンテナ戦略港湾の指定を受けコンテナ取扱機能の強化に継続して取り組んできました。また、横浜港の主力貨物である自動車輸出に対応するため自動車専用のターミナルの整備や荷役効率化など取扱機能の向上にも力を注いでいると聞いています。近年の世界的な物流動向を見ても米国による関税政策の変更や中東地域における緊張の高まり、さらにはサプライチェーンの再編など国際物流を取り巻く環境は極めて不確実性が高まっています。このように外部環境が大きく揺れ動く中で港湾運営の柔軟性や競争力をいかに確保していくかが横浜港にとっても重要な課題であると考えます。そのような中で港湾施設の貸付期間を今回 10 年から 30 年に延長する条例の一部改正案が提案されています。

そこで、港湾運営会社などに対する港湾施設の貸付期間を見直すことの効果について市長にお伺いします。

社会経済状況は今後も刻々と変化し続けることが予想されます。港湾運営の制度や仕組みもこうした変化に即時対応し必要に応じて柔軟に見直ししていくことが求められています。この一部改正が横浜港のさらなる発展につながることを期待しています。

次に、市第 127 号議案首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更することについての同意についてお伺いします。

首都高速道路ネットワークは一日約 107 万台もの車両が通行している首都圏の大動脈として物流をはじめとした経済活動の発展や市民生活の利便性向上に貢献してきました。首都圏の交通ネットワークに欠かせない重要なインフラであり、その安全安心、快適な走行が将来にわたって確保されるよう努めるべきです。昨今の労務費や材料費の高騰などにより維持管理コストが大幅に上昇している中で、この大動脈である首都高の安定的かつ計画的な維持管理を確実に進めていくためには現行の料金水準では賄いきれない状況となっており、この料金改定の必要性については自由民主党としても一定の理解をしているところです。

そこでまず、今回の首都高速道路の料金改定について副市長の見解をお伺いします。

一方、物流の 2024 年問題としてこれまで指摘されてきましたが、労働規制の強化や人手不足から物流業界は大変厳しい状況だと聞いています。価格交渉力に課題を抱える物流業界への支援策として昨年トラック新法が制定され、政府においても様々な対策が取られているところです。法律が施行されるまで最大 3 年と時間を要することから首都高の料金が上がることについてはより一層の配慮を求める声が届いています。

今回の料金改定に当たり物流業界への配慮が必要であると考えますが、市長の見解をお伺いします。

横浜港の経済波及効果は横浜市内の所得や雇用の約 3 割を占めると言われています。横浜港は横浜経済の根幹であり、それを支えている物流も重要です。その物流業界の負担軽減のためにもトラック新法に基づき荷主との価格交渉の際に目安となる適正な運賃を早期に公表するよう国に働きかけていただくよう要望します。また、首都高速道路株式会社に対しては横浜市は株主であり、将来の道路管理者であるわけですから、ふだんから物流業界と密に意見交換をして業界の要望を踏まえた様々な対応を取るよう国にしっかり伝えていただくことを強く要望いたします。

次に、市第 132 号議案東部方面斎場（仮称）新築工事（火葬炉築造工事）請負契約の変更についてお伺いします。

この議案は、現在鶴見区で建設中の東部斎場の火葬炉築造工事について賃金等の水準が著しく変動したことに

伴ういわゆるインフレスライドによる契約変更とのことですが、契約金額が約12億円から約15億円と金額にして3億円、率にして25%工事費が上昇しています。今回上程されているほかの議案工事と比較しても金額、上昇割合とも大きくなっています。

そこで、変更金額が大きい理由について副市長にお伺いします。

この火葬炉築造工事以外にも今回専決処分として空気調和設備工事と衛生設備工事についても同様のインフレスライドにより金額変更が行われています。価格や労務費については今後も上昇することが想定される中で斎場整備費が増加していくことを懸念しています。

現在想定している総事業費について副市長にお伺いします。

東部斎場については我が党も本会議で何度も質問させていただいておりますが、地元にとっても悲願の施設です。必要な工事費の増額はやむを得ないと思いますが、令和9年3月の開所に向け工期に遅れが生じないように引き続きしっかりと事業を進めていただくことを要望いたします。

改めて、市第137号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）についてお伺いします。

初めに、旧上瀬谷通信施設地区周辺道路整備事業と仮称旧上瀬谷通信施設公園整備事業について、このたびの補正予算議案では国の補正予算などを踏まえた施設整備として補正予算が計上されています。先日、GREEN×EXPO 2027の会場を視察した際、保土ヶ谷バイパス上川井インターから八王子街道を經由して会場に向かいましたが、これまで慢性的な渋滞が発生していた環状4号線との交差点付近において拡幅整備が完了し、スムーズに通行できるようになっていました。まだ全線の完成はしていませんが、我が党の川口議員には、この交差点の渋滞解消は地元の悲願であり、拡幅整備により大変便利になったという地域からの喜びの声が寄せられています。

そこで、八王子街道の交差点改良に伴う整備効果について副市長にお伺いします。

GREEN×EXPO 2027では有料来場者数1000万人以上という目標を掲げていますので、円滑な交通アクセスの実現に向けて引き続き着実に整備を進めていただきたいと思います。また、GREEN×EXPO 2027は大阪・関西万博と同様夏の暑い時期にも大勢の来場者を見込んでいます。大阪・関西万博では夏の暑さ対策に様々な工夫がされていたと聞いており、GREEN×EXPO 2027においても基盤となる公園を含めあらゆる暑熱対策に取り組むことが求められます。

そこで、GREEN×EXPO 2027会場の基盤整備の段階から積極的に暑熱対策に取り組んでいくべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

GREEN×EXPO 2027会場までのアクセス手段として車やシャトルバスのほかに徒歩や自転車による来場も想定していると聞きます。会場まで最も近い瀬谷駅から徒歩で20分程度の距離があり、真夏は熱中症のリスクが伴いますので路面温度の上昇を抑える舗装やミストの設置、さらには給水スポットの設置など会場までの歩行空間においても暑さ対策を十分に講じていただくことを要望いたします。また、夏の暑さ対策といえば水遊び場ですので子供の水遊び場の積極的な検討も要望させていただきます。

次に、創造的イルミネーション事業についてお伺いします。

今回、創造的イルミネーション事業に対して総額7400万円の寄附があり、山下公園で開催されるイベントWinter Wonder Park Yokohama2025、2026に活用し横浜の冬季のにぎわいを一体的に盛り上げていくと聞きました。このイベントは地元が中心となって企画したもので令和6年度から開始された光と音楽に包まれたスケートリンクをメインコンテンツとするものです。市民や来街者にとっても冬の楽しみをより充実させる機会になっていると思います。

そこで、Winter Wonder Park Yokohama を支援することによってどのような効果を期待しているのか、市長にお伺いします。

横浜市は令和6年に日本新三大夜景都市に選ばれ市外からも横浜の夜景に注目が集まっており、この機運を生かしてさらなる事業の推進を図るべき時期であると考えます。今回の寄附については企業からの申出によるものと伺っていますが、事業を安定的に継続していくためには様々な民間活力を積極的に活用していくことが重要です。

創造的イルミネーション事業において民間との連携を一層深めていくべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

みなとみらいには大型の遊具がありません。単に見て楽しむだけではなく子供たちが主体的に体を動かせる体験型のコンテンツを積極的に取り入れることで子供たちにとってのにぎわいを創出してもらえるよう要望いたします。

最後に、青少年関係施設改修事業についてお伺いします。

西区にある青少年交流センターの解体工事については、工事着手後の現場確認において既存図面には記載されていない地中障害物が新たに発見され、これらの障害物を撤去しなければ解体工事の遂行が困難であることが判明しました。今回の工事が無事に完了した後は跡地において医療的ケアの必要な重症心身障害児者の支援施設である多機能型拠点の整備が進められます。さらに、青少年交流センターが建っていた野毛山地区では野毛山動物園の大幅リニューアルや中央図書館におけるのげやま子ども図書館の整備が進められており、各施設が連携し誰もが楽しめるインクルーシブなまちづくりを目指すのげやまインクルーシブ構想も進めていただいています。これは市民の相互理解を進める大切な取組だと思えます。多機能型拠点は既に市内4か所で整備されていますが、今回の多機能型拠点はこれまでの多機能型拠点の役割に加えのげやまインクルーシブ構想に位置づけられているという点で大きな特徴があると思えます。

そこで、今回整備する多機能型拠点をのげやまインクルーシブ構想に位置づけたことでどのような効果を期待しているのか、市長にお伺いします。

多機能型拠点は利用できる施設が限られている方々にとって在宅生活を支える大変重要な施設であり、障害当事者や地域の方からも大きな期待の声が寄せられていると聞いています。この工事は今後の取組を円滑に進めていく上でも重要な工程であると認識しています。関係者の皆様には安全に十分配慮しながら工事完了に向けて引き続き取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

以上をもちまして自由民主党横浜市議員団を代表しての質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（渋谷健君） 山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君） 答弁に先立ちまして、一言申し上げます。

さきに総括コンプライアンス責任者より第三者による調査に係る神奈川県弁護士会への推薦依頼を行ったとの報告がありました。調査の準備が進み要請があった際には誠実に対応してまいります。今後、自らの言動に一層気をつけながら市政運営に全力で邁進してまいります。

それでは、おさかべ議員の御質問にお答えいたします。

市第122号議案について御質問をいただきました。

条例改正の目的についてですが、いじめ重大事態の調査件数が増加していることを踏まえ、複数の諮問事案が同時に発生した場合でも速やかに審議できる体制に変更することを目指しています。重大な人権侵害であるいじめについては迅速な対応や再発防止が重要と認識しており、いじめ問題調査委員会の体制強化により一層適切に対応していきたいと考えています。

調査委員会に対する期待についてですが、体制を強化することでより一層適切かつ丁寧に審議されることを期待しています。いじめ問題は子供の人生に影響を及ぼしかねない重大な課題であり市全体で当事者意識を持って取り組む必要があります。調査委員会からはこれまでも再発防止等についての提言がなされており、今後も専門的な見地から様々な意見をいただきながら取組を進めていきたいと考えております。

市第 109 号議案について御質問をいただきました。

子ども誰でも通園制度が給付制度化されることによる効果ですが、利用者にとっては府令に基づき条例を定めることで質がより担保されお子様が安心して通えるようになります。また、身近に利用できる施設が増えることで育児不安等のある保護者への支援がさらに進められます。事業者にとっては国の公定価格に基づき継続的に給付費が払われることにより中長期的な運営計画や人員配置が可能となり、安定的な事業運営が期待できます。

市第 137 号議案について御質問をいただきました。

施設型給付費及び保育・教育施設向上支援費における保育士の処遇改善に向けた意気込みについてですが、本市では国よりも手厚い職員配置や市独自の処遇改善、宿舍借り上げ支援などに取り組んできました。処遇改善をさらに進めるには基本となる公定価格の引上げが不可欠であり今後も国に強く要望をしております。子供の安全と安心を守り豊かな育ちを支える保育人材の確保や定着が進むようしっかりと取組を進めてまいります。

障害児通所支援事業所に対する保護者のニーズについての認識ですが、発達障害に対する社会的認知の高まりから乳幼児期の早い段階で不安を抱き、専門機関に相談して適切な支援を受けさせたいというニーズが増加しています。また、共働き世帯の増加に伴い安心して子供を預けて療育できる場を求めるニーズも高まっております。障害児通所支援事業の利用希望が増えていると捉えております。

増加する障害児通所支援事業所の質を担保すべきとのことですが、事業所が増加する中、サービスの質を確保できるよう行政による指導や支援が重要であると認識しております。本市では現地での運営指導をはじめ不正事案の再発防止のための全事業所向けの集団指導や専門家による支援スキル向上を目的とした研修等を実施しております。子供が安全に安心して療育を受けられるよう引き続きしっかりと取り組んでまいります。

児童発達支援事業所が保育所や幼稚園等と一体となった障害児の育ちの場を拡充していくべきとのことですが、保育所等への併設や近隣の保育所等との連携により日々の支援を切れ目なく提供できます。子供が安心して過ごせる環境が整うことで多様な育ちをより丁寧に支えられるよさがあります。今後、保育所や児童発達支援事業所に対してこうしたよさを周知しお一人お一人のお子様の状況に応じた療育が受けられる環境づくりを進めてまいります。

地域療育センターが障害児通所支援事業所との連携を強化すべきとのことですが、地域療育センターは地域における障害児支援の中核機関として障害児通所支援事業所の支援力を高めるため各事業所の療育への理解を深める療育参観や障害特性に関する研修等を実施しています。今後はさらにセンターのスタッフによる事業所への巡回訪問等を通じて両者の連携を強化することで地域の障害児支援の質の向上に取り組んでまいります。

市第 110 号議案について御質問をいただきました。

ひきこもり総合支援・若者相談センターの設置理念についてですが、本市ではひきこもり状態にある方や困難

を抱える若者が地域社会の一員として自らの可能性を発揮し安心して暮らせる社会の実現を目指しております。その理念の下、ひきこもり状態にある方などに寄り添い自立や社会参加に向けた支援を行うため横浜市ひきこもり総合支援・若者相談センターを設置します。

市第 114 号議案について御質問をいただきました。

施設への入所を支援する取組ですが、本市では施設への入所を希望される方の相談をお受けする高齢者施設・住まいの相談センターを設置しております。高齢者施設・住まいの相談センターでは申込者の希望と施設の支援内容等を把握しその方に適した施設を御案内しています。引き続きお一人お一人に寄り添った丁寧な支援に取り組むとともに多くの市民の皆様と相談センターを知っていただけるよう周知を進めてまいります。

市第 119 号議案について御質問をいただきました。

附置義務を緩和する考え方ですが、都心部などにおける駐車場の供給過多の状況を受けて行政による義務づけの範囲を限定し駐車場整備に関する民間事業者の裁量の幅を広げることといたしました。これにより供給過多の是正だけでなく建築物の設計の自由度が高まるため民間事業者による意欲的な投資の後押しにもつながると考えております。

市第 120 号議案について御質問をいただきました。

港湾施設の貸付期間の見直し効果についてですが、港湾運営会社等への貸付期間を見直すことで船会社等がターミナルを長期的な拠点として安定的に利用できるようになります。これにより民間事業者の視点を活用した戦略的な集貨活動や効率的なターミナル運営、将来を見据えた設備投資が促されます。こうした取組を通じて取扱貨物量の増加や世界各地への航路網の拡充が進んで横浜港の国際競争力の強化に資すると考えております。

市第 127 号議案について御質問をいただきました。

首都高速道路の料金改定に当たり物流業界への配慮が必要であるとのことですが、今回の料金改定は今年度末で期限を迎える大口、多頻度割引の拡充の延長も含まれておりますため物流業界にも一定の配慮がなされた内容となっております。今後、物流業界の事情を踏まえトラック新法の早期施行を国に要望するとともに物流業界との意見交換を適切に行うよう首都高に対して要請をしております。

市第 137 号議案について御質問をいただきました。

仮称旧上瀬谷通信施設公園整備事業における GREEN×EXPO 2027 会場の基盤整備の段階から積極的に暑熱対策に取り組んでいくべきとのことですが、GREEN×EXPO 2027 に多くの方が御来場いただき快適に過ごしていただくため暑熱対策は大変重要であります。GREEN×EXPO 協会と連携をして会場内外でしっかりと取り組んでまいります。会場の基盤となる本市の公園整備におきましても屋根つきの休憩施設を設置するほか、日陰をつくる大きな樹木を数多く植栽いたします。さらに主な園路には表面温度を下げるための舗装材を使用するなどして多くの対策を実施してまいります。

創造的イルミネーション事業の関連イベント Winter Wonder Park Yokohama の支援により期待される効果ですが、本イベントは元町、中華街、山下公園通りエリアと水際線との結節点である山下公園で開催され、スケート教室の開催や園内を走るパークトレインの運行など親子で一日中楽しめる内容となっております。本市としても臨海部各地のイルミネーションイベントと一体的に盛り上げをしていくことで集客を面的に広げて冬のにぎわいをさらに創出できると考えております。

民間との連携を深めていくべきとのことですが、地域、商店街、商業施設など民間事業者の活力を積極的に生かしていくことは大変重要です。今年度は初めてヨルノヨと横浜赤レンガ主催のクリスマスマーケットが連携を

して新港エリアで新たなイベントを実施し大変盛況でありました。多くの民間事業者が参画することでさらにまちの魅力が高まっていく好循環につながります。今後より一層民間事業者を巻き込んで経済の活性化につなげてまいります。

多機能型拠点をのげやまインクルーシブ構想に位置づけたことで期待される効果ではありますが、多機能型拠点の整備に合わせて動物園や図書館のバリアフリー化を進めることで障害のある方の外出や体験の機会を拡充いたします。これらの取組をきっかけに障害のある方と地域や来街者の皆様との出会いが生まれ交流が広がり、障害への理解が深まることが期待されます。世代や障害の有無を超えて誰もが楽しみ交流ができるインクルーシブなまちづくりを目指してまいります。

以上、おさかへ議員の御質問に対して御答弁を申し上げます。

残りの質問につきましては副市長等から答弁を差し上げます。

○議長（渋谷健君）鈴木副市長。

〔副市長 鈴木和宏君登壇〕

○副市長（鈴木和宏君）市第 109 号議案について御質問をいただきました。

子ども誰でも通園制度の給付制度化による変更点でございますが、これまでの自治体ごとに任意で行う事業から自治体の責務による全国一律の給付制度に位置づけられたことで利用者にとっては市内、市外を問わず様々な施設の利用が可能となります。これに伴い保育所等への入所と同様に利用前に認定の手続きが必要となり、また、面談や予約の申込みを全国共通のシステムから行っていただくこととなります。

市第 110 号議案について御質問をいただきました。

ひきこもり総合支援・若者相談センターを健康福祉局の所管とした理由でございますが、ひきこもり状態にある方は年齢を問わず対人不安や困窮などの多面的な生きづらさを抱えております。加えていわゆる 8050 問題など困窮、障害、親の高齢化など分野を超えた複合的な課題を抱えていることが多く各分野で連携した支援が必要です。このため困窮、障害、高齢分野を所管する健康福祉局にセンターを設置することといたしました。

市第 114 号議案について御質問をいただきました。

施設に安心して入所いただくための対応ですが、新橋ホーム入所後の生活を具体的にイメージしていただけるよう、入所の相談を受け付ける高齢者施設・住まいの相談センターでショートステイの利用や施設見学を積極的に御案内しております。あわせてパンフレットの活用や御家族向けの施設見学会の開催など様々な機会を設けることで利用を希望する方が安心して入所できるよう取組を進めてまいります。

市第 115 号議案について御質問をいただきました。

公園の指定管理者がアイデア、ノウハウをより発揮できる工夫についてですが、本市では指定管理者がスポーツ施設や自然体験施設を有する公園などを管理しており、公園の特徴や地域ニーズに応じた提案をいただき積極的に評価しております。さらに、今年度、指定管理者に係る制度改正により収益性の高い事業など実施できる事業の範囲を拡大いたしました。この新たな制度も活用しながら指定管理者とさらに連携し魅力ある公園づくりを進めてまいります。

市第 119 号議案について御質問をいただきました。

附置義務制度の見直しに関するこれまでの検討内容ですが、駐車場の需給バランスを把握するため交通需要に関する国の統計調査の分析や都心部等の駐車場利用実態の調査、ビルオーナーへのアンケートを行ってまいりました。その結果、駐車場の供給過多が明らかになりましたので、有識者による懇談会において御意見を伺いなが

ら今回の改正案を作成したものでございます。

市第 127 号議案について御質問をいただきました。

首都高速道路の料金改定についての見解ですが、首都高速道路は首都圏の経済活動を支える大変重要なネットワークです。昨今の物価上昇を鑑みると首都高速道路を適切に維持管理し利用者の安全安心を確保していくためには今回の料金改定はやむを得ないものと考えております。

市第 132 号議案について御質問をいただきました。

変更金額が大きい理由ですが、斎場の整備では施設の中心となる火葬炉の仕様を先に決める必要がございます。このため建物の実施設設計が始まった令和 3 年度に火葬炉メーカーを選定、契約し設計を進めてまいりました。工事の本格的な着手に当たりまして、インフレスライド条項に基づきこれまでの約 4 年間にわたる資材価格や労務費の上昇分を反映したため変更金額が大きくなったものでございます。

想定している総事業費ですが、今後の資材価格や労務費の上昇のほか、週休二日制の達成状況等による金額の変動も見込みまして総事業費は約 260 億円と想定してございます。引き続き適切な進捗管理を行い令和 9 年 3 月の開所を目指してまいります。

市第 137 号議案について御質問をいただきました。

旧上瀬谷通信施設地区周辺道路整備事業における八王子街道の交差点改良に伴う整備効果についてですが、慢性的な渋滞が発生していた目黒交番前交差点付近の拡幅整備が昨年 11 月に完了し上川井インターチェンジから同交差点までの通過時間が最大 10 分ほど短縮されるなど渋滞が大幅に緩和されました。八王子街道の拡幅は住民や周辺企業等の道路利用者からの期待も大きいため、今後も完成した区間から順次供用を開始しさらなる渋滞の緩和に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（渋谷健君） 下田教育長。

〔教育長 下田康晴君登壇〕

○教育長（下田康晴君） 市第 108 号議案について御質問をいただきました。

第 5 期教育振興基本計画の特徴と計画にかける思いについてですが、まず学びについて子供の声を聞くことを特に大切に計画づくりを進めました。子供たちを取り巻く環境は大きく変化し教育はまさに大転換点にあります。安心できる学びの環境をつくることはもちろんですが、横浜の持つ 25 万人のデータや競争の力を生かし切れば子供の主体的な学び、グローバル時代を生き抜いていく力を育むことができると考えています。新しい教育の形を横浜からつくり上げていきたい、そうした思いを計画に込めました。

5 期計画における柔軟な教育課程の編成の位置づけと子供の意見の聴取方法についてですが、今回の計画では子供の主体性を育む探究の体験を重視しており、子供の素朴な疑問や興味関心を大切にしたりじっくり考え高め合う授業、時間割の工夫など柔軟なカリキュラムを推進いたします。また、1 人 1 台端末でのアンケートや教育課程の研究の場に初めて子供たちが参画する場をつくるなど幅広く子供の意見を聞いてまいりました。

学校給食の質の確保についてですが、これまでも基金や臨時交付金を活用し物価高騰に適切に対応し給食の質の向上を図ってまいりました。今後も必要な財源措置を講じながら栄養バランスに加え地産地消や国際色豊かな献立、子供たちとともに献立を考える取組など地元の農家やシェフなど様々な関係者の皆様と連携をし横浜らしいより魅力ある給食づくりを進めてまいります。

市第 137 号議案について御質問をいただきました。

スクールバス運行費の増額補正を実施する理由についてですが、バス事業者の人件費高騰等の影響を受け全体的な委託費の増加に対応する必要があります。加えて一部の事業者が変わることに伴い利用者の障害特性に応じた運行に係る準備を進めることや児童生徒の増加に対応するための増便を行うことにより増額補正を行うことといたしました。

スクールバス事業の今後の方向性についてですが、児童生徒や保護者からの増加する利用ニーズにしっかりと対応していきたいと考えます。そのため今後もバス業界を取り巻く状況を注視するとともにニーズを踏まえた増便対応やコースの見直し等の工夫を図ることによりスクールバス事業のさらなる充実に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（渋谷健君）次に、高橋正治君。

〔高橋正治君登壇、拍手〕

○高橋正治君 私は、公明党横浜市議員団を代表し、本定例会に上程されました各議案について山中市長、佐藤副市長並びに下田教育長に順次伺ってまいります。

初めに、市第108号議案第5期横浜市教育振興基本計画の策定について伺います。

第5期横浜市教育振興基本計画は、その素案について昨年の第4回定例会の常任委員会においても多岐にわたる議論を重ねてまいりました。今回の教育振興基本計画の大きなポイントは1人1台端末を活用して子供たちの声を丁寧に聞き取ったことだと考えます。教育振興基本計画をつくる過程でここまで多くの子供たちの声を聞いている自治体はなかなかないと考えます。対話を重ね子供の声に真摯に向き合ったことは極めて重要なプロセスだったと思います。

そこで、策定プロセスにおいて主役である子供たちの声を聞いた取組について教育長の思いをお伺いします。

横浜はこれまでも学校、家庭、地域など様々な立場の人たちがつながり子供たちを大切に育んできました。学地連という言葉がありますが、学校は地域の核であり、子供に関わる人たちの声をしっかりと受け止め学校、家庭、地域などの多くの人たちが連携しながらこれらの横浜市の教育をつくり上げていくことが重要と考えます。

そこで、学校教育をより充実させるためにどのように家庭や地域などを巻き込んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

この計画はつくって終わりではなく計画が示す横浜の教育が目指すビジョンを学校現場をはじめ家庭、地域などの多くの関係者が共に共有しその実現に向けて行動していくことで初めて生きた計画となります。第5期計画も多くの人たちを巻き込みながら横浜の教育にとって意味があり実効性の高い計画にしてほしいと考えています。現在計画の策定がまさに最終段階を迎えていますが、策定された後いかに実行に移していくかが問われます。

そこで、計画を生きた計画として実行に移していく決意を教育長にお伺いします。

計画は毎年通信簿のように振り返りを行うとは思いますが、振り返りやすいツールの開発なども含め計画をしっかりと生きた計画として実行に移してほしいと思います。この計画策定を契機に横浜の教育がさらに充実したものとなることを期待します。

次に、市第109号議案横浜市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定及び市第112号議案横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例の一部改正についてお伺いいたします。

これらの条例はこども誰でも通園制度に関するものです。本制度は我が党が子育て応援トータルプランで提唱し推進してきた事業であり、試行的事業の開始時から市会においても質疑を重ねてきました。令和8年度からはいよいよ新たな給付制度として全国の自治体で実施されるに当たり本市でも本格実施に向けた準備が進んでいる

と思います。

そこで、子ども誰でも通園制度の本格実施に向けた本市の準備状況について佐藤副市長にお伺いします。

本格実施の開始時や初期段階においては市民や事業者混乱が生じることなく円滑に運営していくことが重要です。本市では令和6年度から本格実施を見据えて事業を行っており、これまでの実施の中で幾つかの課題も見えてきていると思います。例えば本制度は保育所のほかに幼稚園や地域子育て支援拠点など様々な施設で行っております。そのため受入れ条件や特徴なども異なります。利用を申し込んだ施設の受入れ年齢とお子さんの年齢が合わず利用できなかったなどの問題が懸念され、保護者と施設のミスマッチングをなくしていくことが重要です。

そこで、保護者の希望に合った施設が見つかるよう実施施設の情報を的確に伝えていくべきと考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

ぜひパマトコへのリンク掲載など利用者が必要な情報に円滑につながる情報発信をお願いします。子供の育ちを支える本制度が広がり横浜の子供たちの健やかな成長につながることを期待して、次の質問に移ります。

次に、市第110号議案横浜市青少年相談センター条例の全部改正について伺います。

長年にわたりひきこもりやいわゆる8050問題、今や9060問題に向き合ってきた我が党は、早い段階から若者だけではなく中高年のひきこもり状態の方への支援の充実を訴えてきました。その中で我が党の要望が形となり、令和4年4月にはひきこもり支援課が設置され中高年のひきこもり支援が大きく前進してきたことは高く評価しております。一方で、これまではひきこもり相談窓口は若者を対象とするこども青少年局青少年相談センターと中高年を対象とする健康福祉局ひきこもり支援課に分かれており、年齢により相談先が異なることで支援が途切れるといった課題もあったと考えます。今回窓口をひきこもり総合支援・若者相談センターとして統合することでこれまで以上にひきこもりに悩む御本人や御家族の視点に立った丁寧な支援が進むことが期待されます。

そこで、ひきこもり相談窓口を統合し年齢を問わず対象とする狙いについて市長にお伺いいたします。

ひきこもりに悩む方は潜在的にまだまだ多くいらっしゃると思います。また、どこに相談してよいか分からないという方や相談をすること自体に躊躇うられる御本人や御家族も多くいらっしゃると思います。

そこで、センターの相談支援につながっていくような仕組みが大切だと考えますが、市長の御見解をお伺いします。

一人でも多くの方が自立や社会参加に向けた支援につながっていけるようひきこもり支援の一層の充実を期待して、次の質問に移ります。

次に、市第113号議案横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例及び横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について伺います。

今回の条例改正では一時保護施設や児童福祉施設の設備、運営の基準の一部改正に伴い一時保護施設等の職員任用要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加するとしております。近年、児童相談所の一時保護施設や児童養護施設などの現場においては深刻化する虐待などにより傷ついた心へのケアや子供に寄り添った対応が求められています。特に児童養護施設等に入所している児童のうち虐待経験のある児童や障害のある児童の割合は年々増加しており、子供の発達や養育環境を取り巻く状況は大きく変化しています。こうした状況を踏まえると、子供の最善の利益を考えた支援を行うためには児童相談所や児童養護施設等だけではなく区役所、医療機関など関係機関との連携を一層強化することとし、そして児童一人一人の特性に応じた専門的なケアが不可欠だと考えます。

そこで、こども家庭ソーシャルワーカーを任用要件として追加する意義について市長にお伺いします。

こども家庭ソーシャルワーカーは子供福祉の専門職として活躍が期待される一方で、資格取得に必要な研修時間は社会福祉士や精神健康福祉士の資格者であっても最低 100 時間程度を要するなど取得を目指す職員にとってはもちろん施設の運営面にとっても大きな負担となっていると考えます。さらに、子供を取り巻く状況の変化に伴い児童相談所や児童養護施設等の職員は日々極めて困難なケースの判断を求められる場面が増えるなど精神的、身体的負担はこれまで以上に大きくなっていると思います。現場からは、困難事例が増える中で児童一人一人に向き合いたい日々の対応に追われて時間が十分に取れないという声も聞いています。こうした中で職員が日々の業務で多忙を極める中で専門的なケアを担うため研修時間を割き熱意を持って資格取得を目指すには相当の覚悟と決意が必要だと思われまます。

そこで、職員が熱意を持ってこども家庭ソーシャルワーカーの資格取得を目指す環境を整えるべきと考えますが、市長の御見解をお伺いします。

子供たちへの支援を強化するためには児童相談所や児童養護施設等の職員の専門性を高め体制を充実させていくことを本市としてもしっかりと取り組んでもらいたいと考えます。子供たちにとって一人一人の意見が尊重され、より家庭に近い人のぬくもりを感じられる場所となるよう引き続き取り組んでいただくことを要望しておきます。

次に、市第 119 号議案横浜市駐車場条例の一部改正について伺います。

本市ではこれまで駐車場条例に基づき一定規模の建物を建てる際には民間事業者が駐車場の整備を義務づけていることで駐車場整備を促進してまいりました。しかし近年、都心部では公共交通の利便性が向上し人中心のまちづくりへと転換する動きが進むなど社会情勢が大きく変化しています。私としても過度なマイカー利用を抑制し徒歩や公共交通で移動しやすいまちづくりを進めていくことが重要であり、市民の健康増進にもつなげていく必要があると考えます。今回の条例改正はこうした背景を踏まえ、特に都心部において主には事務所などで働く人のために駐車場の附置義務を緩和していく内容となっています。

都心エリアでは商業施設の駐車場やコインパーキングが満車になることがあり、条例改正では駐車場が足りなくなるのではないかと心配する声があることも理解しています。一方で本市の調査では自動車保有台数は減少傾向にあり、鉄道をはじめとした公共交通ネットワークの充実もあってマイカー利用は年々減少しています。また、駐車場利用実態調査では都心部においても駐車場の供給が駐車場需要を上回っている状況が見られるところでもあります。実際にビルの駐車場を管理するオーナーの方からは、駐車場の稼働率が低迷し 1 階部分を駐車場に占められているため整備した床を有効に活用できていないといった意見も寄せられています。マイカー利用の減少など駐車場を取り巻く環境の変化に即した内容であり、適切な緩和によって横浜のまちづくりを進めていく観点からも今回の条例改正は一つの転換点となるのではないかと考えます。

そこで、駐車場附置義務制度の緩和によってどのような効果を期待するのか、市長にお伺いします。

私は、この附置義務台数の改正によって都心部や郊外部それぞれのまちの特性を踏まえた規制緩和が進むことにより個性あるまちづくりとして効果を高めていくことを期待しています。とりわけ市内最大のターミナルである横浜駅周辺では商業施設が集中し多くの人が行き交う中で、市民や来街者から歩きづらい、もっと安心して歩けるまちにしてほしいとの声を多く耳にします。今回の条例改正はこうした課題への改善につながり、これまでの車中心の空間から歩行者中心の歩車分離された駅前空間へ転換を図るきっかけとなると考えます。誰もが安心して歩ける歩きやすいまちづくりへとつなげていくことが重要です。

そこで、今後の横浜駅周辺のまちづくりにどのように生かしていくのか、市長にお伺いします。

今回の条例改正は、まちの空間の使い方を見直し商業や文化、交流などまちの魅力を引き出す新たな価値創造につながる契機となるものです。ぜひ市民一人一人が横浜は暮らしやすい、訪れてみたいと実感できる持続的で豊かな都市環境の実現につながることを期待し、次の質問に移ります。

次に、市第 122 号議案横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正について伺います。

いじめ問題は児童生徒の学校生活、さらには将来の社会生活にも影響を及ぼし得る極めて重要な課題です。教育委員会のみならず市長部局でも体制の整備が進むことは望ましいこととあります。今回の条例改正では横浜市いじめ問題調査委員会に部会を設置することが可能となります。

そこで、部会の体制及び設置することによる効果について市長にお伺いいたします。

いじめ事案については一つとして同じケースはなく専門的かつ多様な視点が求められます。そのため部会を設ける際には各部会の専門性を確保することが重要と考えます。

そこで、部会における各分野の専門性の確保について佐藤副市長にお伺いします。

部会の設置後も各専門部会の知見に基づいた審査が実現されることを期待し、次の質問に移ります。

最後に、市第 127 号議案首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更することについての同意についてお伺いします。

首都高速ネットワークは市内のみならず首都圏全体の経済活動や市民生活を支える重要な都市基盤です。近年は急激な労務費や、また材料費の高騰などにより維持コストが大幅に上昇しております。これらに対応し将来にわたって適切にメンテナンスが行われていく必要があることから今回の条例改定については我が党としてもやむを得ないものと考えています。しかし、一方で物流業界からは、その検討過程において意見を表明するための十分な時間も与えられず短期間での意見募集にとどまったと伺っております。本市は市内経済波及効果の 3 割を担う横浜港を抱え数多くの物流業者が立地しています。トラックドライバーの残業規制強化に伴う運輸力不足、いわゆる 2024 年問題により物流業界は本市経済を支える上でも大きな課題に直面しています。現在政府においても様々な対策が進められているものの取組は道半ばと伺っています。

料金の改定は物流業界の負担に直結する重大な影響があることから、今後は高速道路会社がしっかりと業界の現状を捉え業界の思いを受け止めることが必要であると考えますが、市長の御見解をお伺いします。

本市では令和 8 年度予算においてよこはま安心ボックスとしていわゆる宅配ボックスの設置支援を行うこととされています。これは居住者の防犯対策という側面だけではなく再配達削減による物流の効率化につながる取組であり評価しています。物流の 2024 年問題は物流の効率化、荷主や消費者の行動変容、商慣行の見直しなど多種多面的な施策を同時に進めていかなければならない社会全体の課題と考えます。現在国主導で対策が進められていますが、本市としても安心ボックスのように物流対策につながる施策により積極的に取り組んでいただくよう要望し、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（渋谷健君） 山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君） 高橋議員の御質問にお答えします。

市第 109 号議案及び市第 112 号議案について御質問をいただきました。

保護者の希望に合った施設が見つかるよう実施施設の情報を的確に伝えるべきとのことですが、こども誰でも通園制度の利用登録や施設検索、予約は国が整備する全国共通のシステムを用いて行います。本市では数多くの

施設の中から保護者の皆様が希望に合った施設を容易に選択できるようパマトコやホームページを活用して施設の特徴や対象年齢、実施時期等の情報を分かりやすく周知してまいります。

市第 110 号議案について御質問をいただきました。

相談窓口を統合し年齢を問わず対象とする狙いではありますが、年齢にかかわらず切れ目のない継続的な相談支援を行うことでこれまで以上にお一人お一人の状況に応じた対応が可能になります。また、これまでどこに相談したらよいのかお困りであった方にとって相談先が明確になることが期待できます。今回の統合を契機にこれまでの取組を生かしながらひきこもりに悩む御本人や御家族に寄り添った支援に取り組んでまいります。

センターの相談支援につながる仕組みが大切とのことですが、ひきこもりに悩む方は相談自体にためらいを感じている方も多くいらっしゃいますので安心して相談できることが伝わるよう窓口の周知を行います。また、区役所や地域ケアプラザなどの地域の相談機関で把握した方もセンターにつながるようネットワークづくりを進めてまいります。一人でも多くの方が相談につながり自立に向けて踏み出せるようしっかりと取り組んでまいります。

市第 113 号議案について御質問をいただきました。

子ども家庭ソーシャルワーカーを職員の任用要件として追加する意義についてですが、この資格は、支援が必要な子供や家庭を早期に発見し支援につなげる専門性を身につけ関係機関との連携やネットワークづくりを担う人材の養成を目的として新たに創設されました。職員の任用要件に追加することで地域全体の子供、家庭福祉の支援体制や内容の充実を図ります。

職員が熱意を持って子ども家庭ソーシャルワーカーの資格取得を目指す環境の整備ですが、令和 7 年度から職員の研修受講費や受講中の代替職員の配置費用、資格取得者に対する配置加算を補助することで資格の取得を促進しております。あわせて国に対して職員配置基準の見直しを要望するなど引き続き職員が意欲を持って資格取得を目指す環境づくりに取り組んでまいります。

市第 119 号議案について御質問をいただきました。

駐車場附置義務制度の緩和によって期待する効果ではありますが、都心部における附置義務の対象とする建築物を限定するとともに建築敷地に近接した場所での整備を可能とする隔地駐車場の要件を緩和します。これらにより駐車場の需給バランスの適正化を図るとともに建物低層部を駐車場以外で有効活用できるようにすることで歩行者の安全性の向上やまちのにぎわいの創出につなげてまいります。

横浜駅周辺のまちづくりへの生かし方ですが、今回の条例改正を踏まえ施設の特性に応じた駐車場の台数緩和や駅から離れたエリアへの駐車場の集約配置により民間開発の促進並びに駅中心部への車の流入抑制を図ります。さらに、今後予定している土地利用規制の緩和と組み合わせることで都市機能を強化するとともに人中心のウォーカブルな空間を創出してまいります。

市第 122 号議案について御質問をいただきました。

部会の体制及び配置することによる効果についてですが、委員をおおむね 5 名ずつとした複数の部会を設置することで部会ごとに独立し並行して審議を進めることが可能になります。これにより諮問件数が増加した場合にも柔軟かつ迅速に対応ができると考えております。今後も審議結果を踏まえて市全体で一人一人の子供を守るという意識で取組を進めてまいります。

市第 127 号議案について御質問をいただきました。

高速道路会社が物流業界の現状を捉えて思いを受け止めることが必要とのことですが、公共インフラの管理者

である首都高に対しふだんから物流業界などと意見交換をし料金改定の際に利用者の理解を得るための最大限の努力をするよう横浜市からも伝えてまいります。

以上、高橋議員の御質問に御答弁を申し上げます。

残りの質問につきましては副市長等から答弁をいたします。

○議長（渋谷健君）佐藤副市長。

〔副市長 佐藤広毅君登壇〕

○副市長（佐藤広毅君）市第 109 号議案及び市第 112 号議案について御質問をいただきました。

子ども誰でも通園制度の本格実施に向けた準備状況ですが、身近な場所で御利用いただけるよう実施施設を市内全ての区に拡大し現在 36 か所で実施しております。また、施設検索や利用予約ができる全国共通システムの今年 4 月の運用開始に向けて事業者による施設情報の登録を進めております。あわせて市民の皆様から利用認定申請を受け付けております。

市第 122 号議案について御質問をいただきました。

部会における各分野の専門性の確保についてですが、各部会において必要な専門性が確保されるよう児童生徒の支援等に精通した有識者や弁護士をはじめ医師、臨床心理士、人権擁護委員など多様な分野の専門家による委員構成とします。また、事案に応じて他の専門分野の臨時委員を任命するなどの確かな審議が行える体制を整えていきます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（渋谷健君）下田教育長。

〔教育長 下田康晴君登壇〕

○教育長（下田康晴君）市第 108 号議案について御質問をいただきました。

策定プロセスにおいて主役である子供の声を聞いた取組についての思いですが、学校教育の主役である子供たちの声を聞くことを大切にしたいと考えました。小学校低学年の児童から高校生まで発達の段階に合わせた意見募集のリーフレットを数種類作成をいたしました。また、1人1台端末などICTも最大限に活用いたしました。こうした意見を出しやすくする策定プロセスの工夫が約1万通、3万6000件もの意見が寄せられることにつながったと考えます。

学校教育をより充実させるために家庭や地域等を巻き込む方策についてですが、学校教育の充実には多くの関係者との共創が不可欠です。家庭や地域との連携には既に設置をしている地域学校協働本部や学校運営協議会など連携、協働した取組の強化を計画に位置づけております。地域連携に関する研修を経験年数等に応じたものとすることや好事例の分かりやすい発信など理解促進、そして活動の活性化を図り、学校の現場だけではなし得ない学びの実現を目指してまいります。

教育振興基本計画を生きた計画として実行に移す決意ですが、今回の計画策定に当たり子供たちをはじめ多くの意見をいただきましたので、それをしっかりと受け止め実現につなげていくことが大切だと考えています。計画では様々な指標を掲げましたが、学校や地域、家庭、企業、大学等と方向性を共有し共創により計画を推進、実現することに力を尽くしてまいります。この計画を契機に全ての子供の可能性を広げる学びを推進し新たな教育の創造につなげてまいります。

以上、御答弁申し上げます。



○議長（渋谷健君）まだ発言者が残っておりますが、この際、暫時休憩をいたします。

午前11時59分休憩

午後 1 時00分再開

○議長（渋谷健君）現在着席議員数は74人であります。

————— ◇ —————

○議長（渋谷健君）休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

○議長（渋谷健君）質疑を続行いたします。中山大輔君。

〔中山大輔君登壇、拍手〕

〔「頑張れ」と呼ぶ者あり〕

○中山大輔君 中山です。立憲民主党・無所属の会を代表し、今定例会に上程された議案に関連して順次質問をさせていただきます。

初めに、市第 108 号議案第 5 期横浜市教育振興基本計画の策定について伺います。

この計画は令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間で計画期間とする本計画の策定を進め横浜教育ビジョン 2030 を実現するためのアクションプランとして位置づけられています。現在の社会はグローバル化の進展、デジタル技術の急速な発展、そして予測困難な変化の時代を迎えております。このような時代において子供たちが自らの未来を切り開き社会に貢献できる人材として成長していくためにはこれからの 4 年間横浜の教育をどのように進めていくのか、その方向性を示す上で極めて重要なものです。

そこでまず、計画の策定に際し念頭に置いた子供たちを取り巻く環境について教育長に伺います。

子供たちを取り巻く環境は急速に大きく変化していくからこそ本市として目の前の課題へ対応するだけでなく子供たちの将来をしっかり見据えることが重要だと考えています。そこで、未来を見据えて子供たちが身につけるべき力についてどのように考えるか、教育長に伺います。

また、子供たちの学びをしっかりと支えていくためには教育の負担軽減や持続可能な運営体制の構築が前提となります。特に今後子供たちの部活動の在り方は大きく変わってくると考えています。部活動は学校教育の一環として子供たちの成長に大きな役割を果たしている一方で国が進める地域展開の動きとも連動し横浜市としてどのように部活動を進めていくか示していかなければなりません。

そこで、今後の部活動の方向性について教育長に伺います。

また、教育は学校だけで完結するものではなく地域や家庭と連携し社会全体で支えていくことが求められています。本市が進める各施策についてもこうした地域や家庭との協働を前提に子供たちにどのような効果を生み出していくのか見極めていく必要があります。

そこで、地域や家庭との連携を深めながら計画を実行し進捗や効果を把握していくべきだと考えますが、教育長の見解を伺います。

子供たちの未来のためには計画を示すだけでなく確実に実行し成果へつなげる姿勢が何より重要です。学校現場の課題を直視し必要な改善をためらうことなく進めていただくことを強く要望し、次の質問に移ります。

次に、市第 109 号議案横浜市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について伺います。

本制度は、子供の成長を支える事業として、保護者の就労要件等にかかわらず保育所や幼稚園などに通園でき

る新たな制度として全国で開始されています。本市では先駆けて令和6年度からスタートしており現在は36園で実施され、令和7年4月から12月までに延べ2288人の方が利用されました。制度を利用した保護者からは、子供が家庭では経験できない体験機会を持つことができたなどの子供の育ちにつながる声や子育てに悩んでおり保育士の先生に相談できてよかったなど子育ての孤立感や育児不安の軽減につながる声も聞いており、保護者支援策としても大変有効であることから本制度をより広く知ってもらう必要があります。

そこで、多くの子育て家庭に制度の趣旨を理解してもらえるように市として積極的に周知を行うべきと考えますが、市長の見解を伺います。

子ども誰でも通園制度が給付制度となることで自治体として受入れ枠の確保が求められます。今後、利用を希望する子供が通うことができるよう実施施設を増やしていく必要があります。

そこで、受入れ枠の確保をしっかりと進めていくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

子ども誰でも通園制度は子供の育ちや保護者支援を行う新しい子育て支援の形でもあります。必要な家庭に確実に届き、市民にとって実感のある支援となるよう市として積極的に取り組んでいただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、市第110号議案横浜市青少年相談センター条例の全部改正について伺います。

令和4年度の本市調査によれば約3万3000人もの市民がひきこもり状態にあると推計されています。何らかの理由で社会や周囲との関係性に困難を抱えたときに引き籠もるということは誰にでも起こり得ることであると考えています。しかし、全国的な状況として、ひきこもりの期間や社会参加の状況などの定義に当てはまらなければ既存制度の支援の対象外とされることもあったと聞いています。このような状況を踏まえ、厚生労働省においてもひきこもり支援の対象者を従来よりも広く捉えるように示しています。今回の議案は青少年相談センターと健康福祉局ひきこもり支援課を統合しひきこもり総合支援・若者相談センターを設置するものですが、年齢を問わず対応するだけでなく、対象者を広く捉えて幅広く支援することが重要です。

そこで、ひきこもり総合支援・若者相談センターの支援対象者について副市長に伺います。

ひきこもり総合支援・若者相談センターで幅広く相談を受けるとともに地域で安心して暮らしていくためには身近な地域の相談機関との連携が必要です。そうしたことからひきこもり総合支援・若者相談センターは、専門機関として区福祉保健センターなどの地域の相談機関のひきこもりに関する支援力の向上への取組が期待されます。

そこで、新センターの役割として地域の相談機関への支援を強化すべきと考えますが、副市長の見解を伺います。

また、ひきこもり状態の方や困難を抱えた若者が自分らしさを発揮しながら暮らせることが大切と考えます。そこで、新センターにおいては本人が自ら自分らしさを発揮できるよう支援を行うべきと考えますが、市長の見解を伺います。

センターの設置によって地域の相談機関との連携が強化され、ひきこもり状態にある方や困難を抱えた若者が地域の中で安心して生活していけるようになることを期待し、次の質問に移ります。

次に、市第122号議案横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正について伺います。

横浜市いじめ問題調査委員会は、これまで委員定数10名の下7名で審議を行ってきたと聞いていますが、今回の条例改正により委員定数を教育委員会の附属機関である横浜市いじめ問題専門委員会に準じ15名にしようとしています。従来の体制では調査委員会の審議に支障が出てくる見込みであるものと理解をしています。

そこで、横浜市いじめ問題調査委員会の運用上の課題について副市長に伺います。

本市でもいじめ認知件数は増加傾向にあり、教育委員会も日々取組を進めているところかと思いますが、市長部局の附属機関である横浜市いじめ問題調査委員会への諮問が必要となる事案も今後増えていくのではないのでしょうか。そこで、横浜市いじめ問題調査委員会への諮問件数の増加の想定について副市長に伺います。

教育委員会での調査結果に対して必要に応じて第三者的な立場で再調査を担ういじめ問題調査委員会には公平公正な審議を迅速に行うことが求められていると考えます。そこで、迅速な対応をするために改正後の委員数は適正かどうか、副市長に伺います。

審議に迅速に着手することが児童生徒や保護者の希望に沿うものとなると思います。条例改正を機に一層体制が整備されることを期待し、次の質問に移ります。

次に、市第 121 号議案横浜市火災予防条例の一部改正について伺います。

近年、少人数で利用することができるテント型サウナやバレル型サウナなど屋外に設置する新たな形態のサウナが全国的に普及してきたことから、今回本市の火災予防条例に新たに簡易サウナ設備という区分を設け、総務省消防庁が示す安全基準を反映するものと伺っています。しかしながら、個人が簡易サウナ設備を設置する場合は届出の義務がありません。幾ら条例に規定したとしても事業者の方や個人の方を問わずこの安全基準を守っていただかなければ火災発生リスクを抑えることはできません。

そこで、安全基準を遵守してもらうための取組について副市長に伺います。

今回の条例改正はあくまでも簡易サウナ設備に関わる基準を新たに設けるものでサウナ設備全般に及ぶものではないと理解していますが、関連して伺います。昨年 12 月 15 日、東京都港区の個室サウナ施設で火災が発生をし利用客 2 名が亡くなる痛ましい事故が起きました。これまでのところ事故原因は特定されていないものの、報道ではドアノブの故障や非常用ブザーが作動しなかったと可能性が報じられています。この事故を受け港区ではサウナを設置している施設への安全対策の徹底や立入検査を進めていると聞いています。横浜市内にも同様のサウナを有する施設は多く存在しており安全性を確認することが重要です。

そこで、都内サウナでの火災事故を受けての本市の対応状況について市長に伺います。

事業者に対し火災予防だけでなく衛生管理の観点を含めた適切な安全対策とその継続的な維持管理を求めていることが重要です。本市においても関係部局が連携しながら事業者への指導を一層進めていただくよう要望し、次の質問に移ります。

次に、市第 132 号議案東部方面斎場（仮称）新築工事（火葬炉築造工事）請負契約の変更について伺います。

今回の東部斎場に関する工事契約変更は、賃金水準の上昇など社会経済状況の変動に対応したいいわゆるインフレスライドによるものであると理解しています。一方でこれまで開所時期が計画当初から既に 2 回延期されている経緯を踏まえると、今回の契約変更が令和 9 年 3 月とされている開所スケジュールに影響が生じはしないか大変気がかりなところです。

そこで、今回の契約変更が令和 9 年 3 月の東部斎場開所時期に影響を及ぼすことがないか、副市長に伺います。

先日、私の地元神奈川区に立地し市内で唯一の民間火葬場である西寺尾火葬場が今年 3 月をもって廃業すると報道がありました。来年 3 月には東部斎場の開所が予定されていますけれども、それまでの約 1 年間は市内東部地域に火葬場が存在しない状況となります。西寺尾火葬場は現状で年間約 2000 件を超える火葬を担っていると伺っています。火葬待ちの期間の長期化が深刻な課題となっている中でさらに火葬待ちが長期化するのではないかと不安を抱く市民も多いかと思えます。

そこで、西寺尾火葬場の廃業から東部斎場開所までの約1年間市内の火葬需要にどのように対応するのか、市長に伺います。

令和9年3月の東部斎場開所まで引き続き計画の遅れが生じぬよう万全の体制で事業を進めていただくとともに西寺尾火葬場廃業による影響を可能な限り抑え円滑に火葬が行えるよう万全を期していただくことを要望し、次の質問に移ります。

最後に、市第137号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）のうち上瀬谷地区の関連事業について伺います。

このたびの補正予算議案では国補正予算などを踏まえた施設整備として旧上瀬谷通信施設公園整備事業と旧上瀬谷通信施設地区周辺道路整備事業に関する補正予算が計上されています。まず公園整備事業についてですが、GREEN×EXPO 2027の会場整備は市の公園事業で、園路やインフラなどの基盤を整備した上でGREEN×EXPO協会による展示や仮設物の整備を行う事業スキームとなっており、よりよい会場整備のためには公園事業が順調に進むことが肝要だと感じています。

そこで、旧上瀬谷通信施設公園整備事業の進捗状況について副市長に伺います。

また、GREEN×EXPO 2027開催時には国内外から多くの来場者がシャトルバスや自家用車を利用して会場に向かう計画となっており、円滑なアクセスを確保するため上瀬谷周辺では道路整備も進められています。保土ヶ谷バイパス上川井インターから会場方面への主要ルートである八王子街道では現在の2車線から4車線へ拡幅整備が行われており、交差点部分は既に拡幅整備が完了されているところですが、八王子街道の拡幅整備の進捗状況について副市長に伺います。

GREEN×EXPO 2027開催に向けては計画的に整備を進めていただくとともに本市の魅力と潜在力を国内外に示す絶好の機会となります。持続可能な社会の実現に向けた横浜市の取組を世界に発信し、そして都市の緑化や環境問題への意識向上に大きく貢献するものであります。GREEN×EXPO 2027の成功に向け開催まで残された期間において関係部局で連携をし、そして計画に基づいた着実な整備を進めていただくことを強く期待をいたしまして、会派を代表しての私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（渋谷健君） 山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君） 中山議員の御質問にお答えします。

市第109号議案について御質問をいただきました。

多くの子育て家庭にこども誰でも通園制度の趣旨を積極的に周知を行うべきとのことですが、本制度は子供の豊かな育ちや保護者の育児支援につながるものであり、対象となる在宅でゼロ歳から2歳児を子育て中の御家庭に対して確実にお知らせをすることが重要です。対象世帯の8割以上が登録しているパマトコを活用したプッシュ通知や子育て情報冊子での紹介などにより市民の皆様に広く周知をしております。

受入れ枠の確保をしっかりと進めていくべきとのことですが、事業者の皆様にもこども誰でも通園制度の趣旨を御理解いただき多くの施設で実施をしていただくことが重要です。そのため既に実施をしている施設での好事例や利用者からの施設に対する感謝の声などを広く発信することで新たな参入を促していきます。子育て家庭の皆様が身近な地域で本制度を利用できるよう環境整備を進めてまいります。

市第110号議案について御質問をいただきました。

ひきこもり総合支援・若者相談センターが御本人に対して自分らしさを発揮できるよう支援を行うべきとのことですが、まずは御本人が困難な状況に至った背景を理解した上で不安を取り除くことが大切です。生きづらさを感じている思いに丁寧に寄り添い一緒に考えることを大切にしていまいります。ひきこもり状態の方や困難を抱えた若者が自分らしさを発揮して地域社会の一員として活躍ができるようしっかりと支援をしていきます。

市第 121 号議案について御質問をいただきました。

都内でのサウナ火災事故を受けた市の対応状況であります。昨年 12 月 15 日の都内での事故発生を受けて市内の全てのサウナ施設全 190 施設ございますが、全ての施設に対して年内のうちに電話などにより注意喚起を行いました。また、本年 1 月末までに全ての施設に臨時の立入検査を完了しております。その結果、1 施設におきまして非常用ブザーが未設置でかつ扉が内側から押すだけで開けられない施設がありました。そのほかの施設については全て安全性を確認しております。当該 1 施設につきましても速やかな非常用ブザーの設置を強く指導してまいります。引き続き市民の皆様が安全に安心して御利用いただけるよう万全を期してまいります。

市第 132 号議案について御質問をいただきました。

西寺尾火葬場廃業から東部斎場開所までの火葬需要への対応であります。令和 8 年度の死亡者数の推計値と稼働している市営 4 斎場の火葬可能枠数を比較いたしまして必要な火葬枠数は確保できると考えております。このため令和 9 年 3 月の東部斎場開所までの市民の皆様への火葬需要には対応できると見込んでおります。ただし、冬場などで一時的に火葬枠が逼迫するおそれがあるため死亡数の動向については注視し必要とされる火葬枠の確保に向けた対策を講じてまいります。

以上、中山議員の御質問に御答弁を申し上げました。

残りの質問につきましては副市長等から答弁をいたします。

○議長（渋谷健君）佐藤副市長。

〔副市長 佐藤広毅君登壇〕

○副市長（佐藤広毅君）市第 110 号議案について御質問をいただきました。

ひきこもり総合支援・若者相談センターの支援対象者ですが、社会的に孤立し孤独を感じている状態にある人や様々な生きづらさを抱えているひきこもり状態の方、困難を抱える若者及びその御家族を対象としています。対象者を広く捉え、どこに相談したらよいか分からないという方の御相談もしっかりと受け止め必要な支援を一緒に考えていきます。

地域の相談機関への支援を強化すべきとのことですが、ひきこもり状態の方は困窮、障害、親の高齢化などの様々な課題を抱えている場合もあり、身近な地域で相談しやすい環境をつくるのが大切です。このため区役所やケアプラザなどの地域の相談機関に寄せられた相談に対する的確な助言やひきこもり支援に関するスキルアップのための研修を行うことで地域全体の支援力の向上に取り組んでいきます。

市第 122 号議案について御質問をいただきました。

運用上の課題についてですが、重大事態件数の増加を背景に同時に複数案件が諮問される可能性が高くなってきています。現行体制では同時並行での審議は難しく審議開始までの期間が長期化する懸念が生じています。いじめ問題は重要な課題であり、迅速かつ的確に対応する必要があるため調査委員会の運営体制を見直す必要があると認識しています。

諮問件数の増加の想定についてですが、教育委員会では令和 6 年に公表したいじめ重大事態の調査・検証結果を踏まえ速やかな重大事態調査に取り組んでいることから件数も増加傾向にあります。それに伴いいじめ問題調

査委員会への諮問が必要となる件数も増加することが見込まれており、体制整備が必要と考えています。

改正後の委員数の適正性についてですが、改正後は委員を 15 人まで任命できるようになることから必要な知見を備えた委員で構成される複数の部会を設置することが可能となります。これにより同時期に複数の諮問を行った場合でも迅速に審議を開始できる体制を確保できるようになります。また、今後の諮問件数の増加状況によっては臨時委員を任命するなど柔軟な運用を検討していきます。

市第 121 号議案について御質問をいただきました。

簡易サウナ設備の安全基準を遵守してもらうための取組についてですが、多くの方が利用されるサウナ施設の安全性の確保は大変重要と認識しています。消防局が消防法に基づく立入検査や指導を通じて事業者等に安全基準の徹底を図るとともに個人の方にも広く御理解いただけるよう SNS や広報紙等を活用した積極的な周知に努めてまいります。

市第 132 号議案について御質問をいただきました。

契約変更による東部斎場開所時期への影響ですが、今回の契約変更は資材価格や労務費等の著しい変動による工事費の増加に伴うものであり、工事自体の進捗に影響するものではありません。引き続き令和 9 年 3 月の開所に向けて着実に整備を進めていきます。

市第 137 号議案について御質問をいただきました。

旧上瀬谷通信施設公園整備事業の進捗状況についてですが、電気や上下水道等のインフラ施設、高木の植栽など骨格となる施設の整備は今年度でおおむね完了します。また、パークセンターの建設は現在躯体工事を進めています。令和 8 年度はパークセンターやトイレに加え植栽や園路など GREEN×EXPO 2027 の基盤となる公園整備が年内に完了する予定です。

八王子街道拡幅整備の進捗状況についてですが、事業区間約 2 キロメートルの拡幅整備に必要な用地の取得が地権者の協力を得て全て完了しました。現在 4 車線化整備が完了した約 600 キロメートルの区間で供用を開始しています。日常的な渋滞解消に加え GREEN×EXPO 2027 開催時の円滑な来場者アクセスの実現に向け年内に全区間で拡幅整備が完了するよう引き続きスピード感を持って取り組んでいきます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（渋谷健君） 下田教育長。

〔教育長 下田康晴君登壇〕

○教育長（下田康晴君）市第 108 号議案について御質問をいただきました。

子供たちを取り巻く環境ですが、グローバル化、デジタル化が進展し不確実性が高まっている時代を生き抜いていく子供たちは ICT を駆使し情報を活用したり、多様な人と連携協働し共創により課題を解決したりすることが不可欠な環境にあると考えております。

未来を見据え子供たちが身につけるべき力についてですが、子供が自らの人生をかじ取りをしながら世界の人たちと出会い、共に新しい価値をつくり出す力や多様性と変化を受け止めしなやかに生きていく力を育みたいと考えており、計画でもそのように示しました。そのためにも子供一人一人が安心して学べる環境を確実に整えるとともに情報活用能力や共創による課題解決能力などの育成に力を入れてまいります。

今後の部活動の方向性についてですが、有識者、学校関係者、保護者等による部活動プロジェクトでの議論を踏まえ、教職員による指導に加え部活動指導員の活用や地域、大学、企業等との連携などの手法を組み合わせ取り組むこととしております。今後は教職員の意向の把握や部活動指導員の人材確保、地域等との連携などを進め

て生徒にも教職員にも持続可能な部活動の実現につなげてまいります。

地域や家庭との連携を深めながら計画を実行し進捗や効果を把握すべきとのことですが、計画を進めるに当たっては学校運営協議会をはじめ教育に関わる様々な関係者と連携することが重要ですので、そうした取組を計画の指標や想定事業量に盛り込んでおります。地域や家庭の皆様にも協働による効果を実感していただけることが大切ですので、計画の進捗を管理し取組の成果を共有してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（渋谷健君）次に、柏原すぐる君。

〔柏原すぐる君登壇、拍手〕

○柏原すぐる君 日本維新の会・無所属の会の柏原すぐるです。会派を代表し順次提出議案について質問をさせていただきます。

まず、補正予算の審議に当たり社会保障関係経費が本市財政に与える影響について市長に伺います。

予算書を拝見しますと、利用者増などを理由に一つの事業で20億円、40億円といった規模の増額補正が複数並んでおります。これは社会保障費の伸びが補正でも明確に表れていると受け止めております。一方で、市長2期目の公約の柱であります小児医療費助成の18歳までの拡充も必要となる規模は約20億円と伺っておりますが、これも何とか予算を確保したというのが実情ではないでしょうか。まさに国の制度に基づく義務的な支出が増えるほど自治体の裁量で組める財源は相対的に圧迫され、政策を選択する幅が狭まるという構造的課題が強まっていると言えます。この点は議会としましても現実を直視して議論しなければならないと考えます。

そこで、社会保障関係経費の増加が本市の財政運営に与える影響について予算編成権を持つ市長としてどのように捉えているのか、補正予算の審査に当たって冒頭にお伺いをいたします。

けさ、大阪市がゼロ歳から2歳の第一子の保育料を無償化するというニュースに触れました。なぜ横浜市ではできないのか、私もそう思いましたし、多くの市民の方でも思われた方が多いと思います。私自身も実はかつて長男がゼロ歳のときに無認可の保育園で13万円を月々払ってびっくりしたことがございました。ナショナルスタンダードで国で予算化すべきことは党として推進してまいりますけれども、本市としても最大限の努力をよろしくお願い申し上げます。

次に、生活保護について伺ってまいります。

生活保護は困っている方を社会全体で支え人間の尊厳と最低限度の生活を守る根幹となる制度だと認識をしております。その上で今回の補正では生活保護費が約5億円増額され、理由は医療扶助費等の増と整理をされております。当初予算は約1300億円、うち医療扶助が約600億円と極めて大きく本市の重要事業であることは数字からも明らかになっております。命と暮らしに直結しこれだけ大きな歳出を占めるからこそ必要な支援を確実に届けると同時に就労に限らず健康の回復や社会参加、住まい、家計の安定を通じて、できれば少しでも支え手として生き生きと暮らしていただくための自立支援を丁寧に積み上げることが不可欠だと思います。

そこで、生活保護受給者への自立支援の重要性について山中市長の見解をお伺いをいたします。

次に、ひきこもりの支援について伺います。

今回の条例改正による統合対象である青少年相談センター、そしてひきこもり支援課相談窓口には2年ほど前に会派で視察をしておりまして、今回の機能統合を評価しております。ひきこもりは健康、就労、住まい、経済状況、社会的孤立などの課題が重なりやすく、支援につながらないまま時間が経過すると本人、家族の限界として表面化し結果として行政の支援コストも大きくなり得ます。そのため生活を守るセーフティーネットとして支

える視点と可能な限り社会参加へつなげる視点の双方が重要だと思います。あわせて教育、子育て段階から孤立を深めないよう未然に防いでいく視点も欠かせません。

そこで、ひきこもり支援についてセーフティーネットとしての支援と教育、子育て段階での取組を含め横浜市としてどのように全体像を捉え今後どのように支えていくべき課題と捉えているのか、市長にお伺いをいたします。

市長の2期目の公約も拝見しておりますけれども、ひきこもりについては言及がございませんでしたので、ぜひこの機会に基本認識をお伺いをいたします。

次に、基金における公金運用について伺います。

昨今は金利が上がる局面に入り、自治体にとっても公金運用はこれまで以上に環境変化の影響を受けるテーマになっております。横浜市は会計規模が大きく日々の資金移動も巨額である以上、資金繰りすなわち手元流動性の確保は最優先であります。その上で今回の補正予算でも運用益の増に伴い財政調整基金積立金や減債基金積立金の増額が合わせて約 6000 万円計上をされております。運用が実際に財源として生きている以上、補正の審議の場で運用の中身と体制を点検することには意義があるのではないのでしょうか。

令和6年度決算の財産に関する調書におきましては、預金と有価証券の合計が約 2765 億円、その内訳は預金が約 98%、有価証券が2%に満たない状況でありまして、運用資産は預金を中心であります。他の政令指定都市と比べても有価証券での運用割合は相対的に低い水準と承知しております。こうした状況を踏まえ、金利局面が転換する中でも安全性とリスク管理を大前提に専門性と分析精度を高め取り得る範囲の収益機会を確実に捉える考えが重要だと思います。

そこで、市長にお伺いをいたします。第1点といたしまして、手元流動性の確保を前提に日々月次、年度内の資金需要をより精緻に分析をし運用可能額や運用期間の設定を見直すことで運用益の拡大を図る考えがないのかお伺いをいたします。

2点目といたしまして、運用の高度化には専門性の継続確保が不可欠であります。人材育成、配置に加え外部知見の活用など専門性を支える体制整備が必要だと考えます。

そこで、横浜市として運用益について野心的な目標を定め費用対効果の観点から専門性ある体制へより積極的に投資をしていくべきと考えますが、市長の見解をお伺いをいたします。

次に、横浜市教育振興基本計画について伺います。

現代は社会の変化が速く AI を含む技術革新によって子供たちが大人になる頃には仕事や暮らしの在り方は大きく変わっていると日頃子供たちと接しながら感じるところです。だからこそこの4年間の指針となる本計画は理念にとどまらず子供たちに何を身につけてもらいたいのかを明確にし、実行と検証まで貫くことが重要だと思います。加えて令和6年12月の総合教育会議におきまして、第5期横浜市教育振興基本計画の一部をもって教育大綱に変えることが決定されております。首長が定める教育大綱に変える以上は本計画は教育委員会の計画という枠を超えて、市長としての教育行政の意思と責任がより明確に問われるものだと考えております。

そこで、市長としてこの4年間で横浜の教育をどの方向に導きたいのか、核となるメッセージをぜひお示しを願います。

私自身は、令和5年の総合教育会議に参加をいたしましてあまりに事務的な会議でびっくりをした経験がございます。しかしながら、昨年12月に参加した際には山中市長がより御自身の言葉でもお話をされておりましたので、それは印象的に残っております。ぜひ今後も教育に熱を上げていただきたいと応援をしております。

次に、今回の計画づくりでは市民や子供たちの声を大規模に集め現場の実感を可視化する取組が進んでいます。3万 6000 件を超える多くの声が寄せられ、膨大な内容を丁寧に読み込み整理された担当職員の皆さんにまず敬意を表したいと思います。ありがとうございました。一方で、声の量が増えるほど人の手で同じ密度で全てを読み切ることには限界があります。要約や抽出を行う以上一定程度の抜け落ちが生じ得る、この前提を意識した上での運用が必要だと考えています。また、集めた声を集めつ放しにせず教育施策、そして学校現場の改善に確実につなげていくことが重要であります。

そこで、教育長にお伺いいたします。今回集まった声を教育行政としてどのように受け止め今後の教育施策や学校現場の改善につなげていくのか、お考えをお聞かせください。

続きまして、この点については山中市長にもお伺いをしたいと思います。市長は2期目の公約で生成AIを活用したブロードリスニングなどの幅広い声を集め政策に反映していくということも掲げておられます。この点は私も賛同するところでありまして、ぜひ市長には声を聞くことのリーダーシップもお任せをしたい、御期待をしております。

そこで伺いますが、今回集まった声を計画の重点、優先順位にどのように反映をするのか、また、策定後は予算、人員、体制を含め学校現場の改善につながる形でどのように推進をしていくのか、市長の見解をお伺いをいたします。

本計画では探究的な学びの重要性も示されております。私はこの方向性は重要だと考えております。ただ、子供に探求せよと求める以上、大人、とりわけ教職員自身が問いを立て仮説を持ち実践を振り返り、また見直す姿勢を体現してこそ子供の探求は本物になるのではないのでしょうか。先ほど触れた昨年12月の総合教育会議においても教育委員から、教員が探求する時間の確保や支援の必要性が指摘をされておりました。

そこで、教育長にお伺いをいたします。子供の探求を本物にしていくために教職員自身が問いを持ち学び続ける専門職であることの重要性をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか、横浜の教育の土台としての位置づけをぜひお聞かせ願います。

あわせて、教育長御自身の学びや探究の姿勢が現場へのメッセージになると考えております。日頃どのような問いを大切にされているのか、ぜひお聞かせください。

次に、本計画でも示されている社会情動的コンピテンシーについて伺います。

この取組の実践校であります南吉田小学校の視察を通じて、子供たちが自分で企画し合意形成し、学校や地域に自ら関わって変えていく経験を積むことは人生を切り開く力の土台になると改めて感じております。ここで言う力はいわゆる気持ちや態度といった曖昧な話ではありません。自分の感情や行動を調整する力、他者と協働する力、粘り強くやり抜く力、相手の立場を理解して対話する力など学びや生活の基盤となる力です。本市ではこうした力を社会情動的コンピテンシーとして定義し、学力やウェルビーイングとも関係することが示されていると承知しております。つまりその育成は学びの質そのものを支える基礎であると捉えております。ただ、南吉田小学校のような実践は校長先生のリーダーシップ、あるいは核となる教員の方々、そして醸成された信頼関係に支えられているというふうにお話をしながら感じた面もございました。特に再現性を確保していくには学校はどのような組織、チームであれば教職員が過度な負担を感じずに挑戦をできるのか、あるいは失敗しても支え合い前に進めることができるのか、この条件整理が重要ではないかと考えております。

そこで、社会情動的コンピテンシーを学校現場に広げるに当たり教育委員会として研修だけにとどまらず校長のマネジメント支援、教職員への伴走、そして好事例の横展開、負担軽減の工夫など多角的な観点からどのよう

に取り組を進めるのか、具体的な支援策と併せてぜひお聞かせ願います。

最後に、いじめ重大事態に係る調査に関する条例の一部改正について伺います。

本議案は市民局が所管するいじめ重大事態に係る調査制度において体制整備を図る条例改正であり、適切に対応していくための受皿を拡充する趣旨と理解しております。まず背景として申し上げますが、これまでいじめ重大事態の対応をめぐる市民の皆様のご信頼が大きく損なわれる事態が続いてきたと認識しております。そうした中でいじめ対策を教育委員会だけに委ねるのではなく、市長が先頭に立って改革を進めるべきではないかという問題意識でこの本会議でも市長に質問をさせていただいてまいりました。特にこのいじめ問題は、突き詰めれば日々の現場における人と人との関わり方、コミュニケーションの在り方が根にあると感じております。そして、この関係性、向き合い方という論点においては学校現場にかかわらず行政組織の部局横断の連携、あるいは指揮命令、さらには議会と執行部との関係性にも通底するのではないのでしょうか。だからこそ信頼が問われる領域の制度設計、運営については行政トップの姿勢が強く影響すると思います。

そこで、市長にお伺いいたします。第1に、本議案の提出に当たりいじめ重大事態の調査、再調査が当事者の苦しみと時間の重みを伴うものであるということを市長としてどのように受け止めていらっしゃいますでしょうか。

第2に、市長として、そして市長部局といたしまして関係者の信頼を損なわないために必要な連携と適切なコミュニケーションをどう担保し本制度の運用にどのような姿勢で臨むのか、ぜひ市長の御自身の言葉でお答え願います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（渋谷健君） 山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君） 柏原議員の御質問にお答えいたします。

市第137号議案について御質問をいただきました。

社会保障経費の増加が本市財政に与える影響ですが、少子高齢化の進展によって社会保障経費は増加していくものと認識しており、財政運営の硬直化という課題にもつながるものと考えております。これはまた本市だけではなく全国的な市町村の課題であると認識しております。一方、市民の皆様の暮らしを支える基盤であり、その提供に必要な財源は今後も安定的に確保していかなければなりません。引き続き本市として創造と転換による歳出改革にしっかり取り組むとともに国に対して社会保障制度に必要な財源措置などに対してしっかりと要望をしております。

生活保護受給者への自立支援の重要性ですが、失業や病気、障害など一人一人の状況や課題に応じて生活の基盤を支え地域の中で安定して暮らせるようお支えるためにも自立支援は重要な取組です。このため就労支援をはじめ家計の見直しや生活習慣の改善など一人でも多くの方が御自身の力を発揮し自立ができるよう取り組んでいきます。

市第110号議案について御質問をいただきました。

ひきこもりに対する課題認識と支援の方向性ですが、ひきこもりは社会とのつながりをうまく築けず持っている力を十分に発揮できないことや周囲の理解不足が課題であると認識しております。このため相談につながりやすい環境づくりを進めるとともに地域の相談機関と連携してお一人一人に寄り添った支援を行ってまいります。また、市民の皆様にご正しい理解が広がるよう啓発にも力を入れてまいります。

市第 137 号議案について御質問をいただきました。

公金運用益の拡大に対する考え方についてですが、近年金利が上昇したこと、安定的な基金残高が確保できたことなどを踏まえて、これまで歳計現金に資金不足を起こさないよう内部運用を行ってきた減債基金について令和 6 年度から公債による外部運用を開始したところであります。運用益が貴重な財源確保策の一つであると捉え安全性に留意をしながら運用益の拡大を目指してまいります。

運用益の目標を定め専門性のある体制の構築に投資をすべきとのことですが、令和 8 年度についてはまず 3 億円を目標に定め今後さらなる運用益の拡大を目指してまいります。また、専門的知見の蓄積や人材育成に引き続き取り組むとともに外部人材活用などの体制構築については今後研究をしてまいります。

市第 108 号議案について御質問をいただきました。

教育の方向性についての考えですが、昨年末の総合教育会議でも議論を重ねましたが、社会の隅々まで浸透する AI に代表されるデジタル化や多様な価値観に触れるグローバル化が進む中で子供たちには自らの人生を切り開く力を身につけてほしいと考えています。英語教育や留学支援の充実をはじめ数学やプログラミングの教育など論理的な思考力を高めることで異文化の空間に自ら飛び込み地球規模で活躍するグローバル人材の育成を進めてまいります。

多くの子供の声を受け止めて今後の教育施策や学校現場の改善における生かし方ではありますが、パブリックコメントに約 3 万 6000 件もの子供の意見が寄せられたことは大変意義深く、思いを伝えてくれたお一人お一人に感謝しなければなりません。教育の主役であるのは子供、その子供の声を教育施策に生かすことは大変大切ですので、教育委員会の取組をしっかりと後押ししてまいります。

市第 122 号議案について御質問をいただきました。

いじめ重大事態の調査における当事者の思いに対する受け止めではありますが、いじめ重大事態調査は児童生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合などに行われるもので、児童生徒本人だけではなく本人を支える御家族も心理的負担を伴うものであると認識しております。いじめは重大な人権侵害だと考えており、再発防止等においては当事者の思いも真摯に受け止めながらしっかりと取り組んでまいります。

制度運用に臨む姿勢についてですが、市長である私の立場は児童生徒や保護者の御意見、また、調査委員会からいただく意見を踏まえ再調査の要否を判断するという非常に責任のあるものだと認識しております。いじめの再発を防止する観点から委員会においては専門的な見地により審議が進められるようしっかりと運用してまいります。

以上、柏原議員の御質問に御答弁を申し上げます。

残りの質問につきましては教育長から答弁をいたします。

○議長（渋谷健君） 下田教育長。

〔教育長 下田康晴君登壇〕

○教育長（下田康晴君） 市第 108 号議案について御質問をいただきました。

多くの子供の声を受け止め今後の教育施策や学校現場の改善における生かし方ですが、今回、たくさんの市民の皆様、子供たちから御意見をいただき大変感謝をしております。特に子供たちの意見については計画策定に生かしたほか、学校生活に関する個別の改善の意見といったものもございまして、これについては具体的な対応に学校現場とともに順次着手しております。今後も子供たちが意見を表明する機会を積極的に設けるとともに意見を出しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

教職員自身が探求することの重要性と位置づけについてですが、子供一人一人の成長を見守り支える役割を担う教職員にとって常に学びの現状を把握、分析し課題を見いだしてよりよい教育の形に進化すべく探求し続けることが重要であると考えます。教職員が日常的に学び合い実践を振り返ることはもちろん、大学や企業との共創やデータの活用によって今の教育をより高めていくことを今回の計画でも大切に仕組みとしております。

私自身の探求実践についてですが、先ほど来申し上げたように子供たちも教育そのものも大転換点にあると、これまでの延長線を超えた創造的思考が必要だと考えています。学校現場をはじめ私自身も企業、大学、ジャンルの違う分野の方とも意見交換を積極的にしております。さらに、国内外の教育の革新的取組の研究を通して教育の今に疑問を持ち課題を見だし、未来に向けて何をどう変えるべきなのかを常に考えてまいりました。今回の計画もそうしたいわば探求のプロセスを経て作成をしたものでございます。

社会情動的コンピテンシーを学校現場に広げるための今後の取組ですが、これまでの研究により今まで数値化できなかった子供の様子をグラフ等で可視化できるようになり、教員が今までとは違う視点で子供への理解ができる環境が整ってまいりました。今後は、南吉田小学校の事例は既に広く出しておりますけれども、教育委員会の公式noteのヨコエデュ！を活用した周知、全教職員を対象とした研修の実施などを通じまして好事例を広く発信、共有をし全市立学校での理解を深めて共創による力を生かしながら展開をしてまいりたいと思います。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（渋谷健君）次に、横溝じゅん子君。

〔横溝じゅん子君登壇、拍手〕

○横溝じゅん子君 国民民主党横浜市議員団、横溝じゅん子です。会派を代表し順次質問してまいります。

市報第31号令和7年度横浜市一般会計補正予算（第5号）についての専決処分報告について伺います。

1月10日に衆議院解散に関する新聞報道がなされ、続く1月19日には内閣総理大臣から正式に解散の意向が表明されました。その結果、今回の衆議院議員選挙は解散から2月8日の投開票日まで僅か16日間という戦後最短の日程で実施されることとなりました。このように極めて短期間での選挙準備を余儀なくされたことから、候補者のみならず選挙の管理執行に当たる選挙管理委員会にとっても非常に厳しい日程であったと考えます。また、準備期間が十分に確保できなかったことにより選挙執行に関わる費用についても一定の影響が生じたのではないのでしょうか。

そこで、今回の補正予算が15億円となったことに関して、短期間で準備を進めざるを得なかったことで前回の衆議院議員総選挙と比較して予算額が増額となったのか、選挙管理委員会委員長に伺います。

今回の選挙日程において特に影響を受けたものの一つが投票所入場整理券の発送であったと伺っています。これは横浜市に限った状況ではなく全国的に同様の事態が生じました。横浜市においては発送期間の短縮を図るため従来の封書からはがきへ変更する対応が取られたものの期日前投票開始までには配達を完了させることが困難でありました。

そこで、今回の投票案内はがきの到着が遅くなることについて有権者へどのように周知を行ったのか、選挙管理委員会委員長に伺います。

今回は投票はがきの発送に限らず投票所及び開票所の確保、そしてポスター掲示板の設置、選挙事務に従事していただく人員の確保など数多くの準備を極めて短期間で行わなければいけない状況でありました。その結果、市選挙管理委員会のみならず各区選挙管理委員会においても大変な御苦勞があったものと認識しています。

そこで、今回の短期間での選挙準備を通じて得られた教訓を今後の選挙執行に生かすべきと考えるが、選挙管

理委員会委員長に伺います。

選挙は民主主義の根幹を支える極めて重要な制度です。とりわけ当日は大雪注意報が発出され、有権者の投票行動や投票環境への懸念が出されました。確実に選挙を執行するには適切な準備期間を確保すること、そして気象状況等不測の事態にも対応できるよう期日前投票所の増設を含めた投票環境の充実を要望し、次の質問に移ります。

市第 113 号横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例及び横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について伺います。

この条例で任用条件として追加されたこども家庭ソーシャルワーカーは、子供、家庭福祉に関わる実務者の専門性向上を目指して創立された資格です。本市における児童虐待の対応件数は年々増加傾向にあります。令和元年に初めて 1 万件を超えました。令和 6 年度における本市の児童虐待対応件数は 1 万 3421 件と前年度から 614 件減少したものの依然として極めて高い水準にあります。そして近年子育てに困難を抱える家庭は経済的困難、保護者の心理的不調、孤独、発達障害に関する課題など複数の問題が重なっているケースが多いです。単一機関のみでは対応が困難な状況が増えており、関係機関が連携し子供、保護者、家庭全体を包括的に支える体制の構築が不可欠となっています。その中核を担う人材の専門性向上が極めて重要であると考えます。

そこで、こども家庭ソーシャルワーカーに求める役割について市長に伺います。

人生において子供でいられる時間は生涯にわたる人格の基礎を築く大切な時間です。誰もがひとしく健やかに成長でき、心身の状態を守る権利は保護され最善の利益が考慮されなければなりません。こども家庭ソーシャルワーカーに活躍の場を提供し地域全体で子供を守り育てていく環境づくりについて本市として一層取り組むことを要望し、次の質問に移ります。

市第 115 号議案について伺います。

私自身、地域の方から御家族のひきこもりについて御相談を受けることが多くあります。自宅に引き籠もっている期間が長期にわたると御本人が課題があっても認識しづらかったり、自分の状況をうまく説明できず本人が相談に行くことが難しいという声が聞こえます。

そこで、御本人からの相談が難しい場合の支援について、統合後のひきこもり総合支援・若者相談センターではどのように進めていくのかについて佐藤副市長に伺います。

親の介護をきっかけに離職せざるを得なかったり、収入が途絶えたり、経済的に困窮することで外出や社会との関わりが次第に少なくなり地域から孤立しひきこもり状態に至るケースもあると聞いています。困窮や介護にかかわらずひきこりに悩む御家族に至る背景や要因は様々で複数の課題が重なり合っているケースも少なくありません。

そこで、いわゆる 8050 問題等複合的な課題を抱える方への支援の在り方について市長に伺います。

ひきこりに悩む御本人や御家族が支援されるようにこれまでの取組の充実とともにデジタル活用、またオンライン相談などの工夫を検討することをお願いして、次の質問に移ります。

市第 108 号議案、第 5 期計画では、市民の豊かな学びの柱の一つに生涯学習の推進や市立図書館の充実といった方向性が示されています。これからの不確実性の高い社会においてはキャリアやライフステージの変化に柔軟に対応できる力が求められています。デジタル技術を活用しながら誰もが学び続ける環境を整備し、大人のリスクキリング需要に的確に応えていくことが必要と考えます。

そこで、生涯学習におけるDXの方向性について教育長に伺います。

次に、市民にとって学びの拠点となる市立図書館について伺います。

近年、市立図書館では電子書籍サービスが充実しており、私自身も時間や場所を選ばずに利用できる利便性を実感しております。もちろん紙の本には紙ならではのよさがありますが、デジタル技術を適切に利用することで多くの市民が時間や場所に制約されることなく読書を楽しめる環境づくりを持つことが重要だと考えます。さらに、電子書籍にとどまらずAIをはじめとした様々なデジタル技術を活用することで本や図書館が持つ魅力をこれまで以上に多くの方に届けることができるのではないのでしょうか。

そこで、市立図書館におけるデジタル技術の活用の方向性を教育長に伺います。

デジタル技術は私たちの生活の利便性を高める一方、使い方を誤れば深刻な問題を生じる場面も背負っています。近年ではSNSが関係した児童生徒のトラブルが深刻化しており、いじめに関する動画の拡散やニュースとして取り上げる事態も見受けられます。デジタル環境下のいじめは表面化しにくく水面下で進行しやすく、大人や家族が気づくことが難しいという課題があります。そのため見守りや事後的な早期対応にとどまらず子供たち自身が危険を察知し適切に助けを求められる力を身につけることが重要だと考えます。

そこで、学校における情報モラル教育推進への取組について教育長に伺います。

デジタル時代における大人の学び方の在り方やSNSを含むデジタル環境下での子供たちの安全確保はいずれも極めて重要な教育課題であります。社会全体の変化に対応した教育の再設計そのものだと考えます。本市の未来を担う人材を育むという視点に立ち、横浜市が進めるデジタル施策と教育施策を有機的に連動させながら、これらの課題へ対応をもう一度一層前に進めていただくことを強く期待して、次の質問に移ります。

市第122号議案横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正について伺います。

人権侵害であるいじめ問題に関しては、児童生徒や保護者の心身に深刻な影響を及ぼす事態となっています。より実効性のある対応が求められており、横浜市いじめ問題調査委員会の役割は当事者に寄り添い教育委員会とは異なる立場で教育委員会における調査を確認し、事案への対処または再発防止につなげるものと考えています。

そこで、これまで横浜市いじめ調査委員会への諮問結果について佐藤副市長に伺います。

部会を設置することにより審議の時間は短縮されることが期待されます。ただし、いじめの問題は制度や仕組みを変えることだけでは解決できるものではありません。何よりも重要なのは一つ一つの事案に誠実に向き合い当事者の声に丁寧に耳を傾ける姿勢そのものではないのでしょうか。子供たちの安全安心を守ることにつながるようその積み重ねが重要だと考えます。

そこで、審議において当事者に寄り添って進めるべきと考えますが、市長の見解を伺います。

同時に問われていますのは私たち大人の側、とりわけ組織の長や行政に関わる者が立場の弱い者の声を真摯に受け止め威圧や萎縮を生まない姿勢を貫けているかという点であります。市役所という組織自体が人権を尊重し誰もが声を上げやすい環境でなければ子供たちに対して寄り添う姿勢を説得力を持って示すことはできません。私たち国民民主党は公約として明確にいじめ対策を掲げています。学びの場が心を傷つけられトラウマを負い不登校に追い込まれるそのような場所であってよいはずがありません。子供が不安になれば家庭も不安になります。私たち子供の保護者は心配で仕事に集中ができなくなり、その影響は結果として社会全体の活力、そして生産性にも及びます。いじめ対策は子供だけの問題ではなく社会全体の課題でもあります。今回の条例改正がいじめに苦しむ子供たちを守るため実効性のある一歩となると同時に市政全体における人権意識と組織文化を見直す重要な契機となることを期待しております。また、横浜市会議員の一員としていじめや人権問題で悩む市民の方を一人でも少なくなるように取り組むことをお約束して、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（渋谷健君）山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君）横溝議員の御質問にお答えします。

市第 113 号議案について御質問をいただきました。

こども家庭ソーシャルワーカーに求める役割についてですが、子供と家庭に対する支援の質を確保、向上させるためには児童相談所や児童養護施設をはじめ医療機関、学校など様々な関係機関による支援のネットワークを広げ、そして強化をしていくことが重要です。そのため各関係機関の専門性を熟知しているこども家庭ソーシャルワーカーには関係機関同士の相互理解や連携の推進役を担ってほしいと考えております。

市第 110 号議案について御質問をいただきました。

複合的な課題を抱える方への支援であります。困窮や障害、親の高齢化など複合的な課題を抱えている方の場合、各分野の関係機関との連携が欠かせません。このため支援に向けて課題を抱えている方の状況を把握するためのアセスメントを丁寧に行い支援の方向性を定め関係機関で共有します。センター全体がセンター全体としてコーディネートし関係機関と連携をしながら御本人や御家族の状況に応じた切れ目のない支援を進めてまいります。

市第 122 号議案について御質問をいただきました。

審議においては当事者に寄り添って進めるべきとのことですが、一つ一つの事案にはそれぞれの背景や当事者である児童生徒、保護者の思いがあるためできる限り委員が直接お話を伺い具体的な状況の把握に努めております。いじめは当事者の人生に重大な影響を及ぼすものであるため当事者の思いを丁寧に受け止め迅速かつ的確な審議を行ってまいります。

以上、横溝議員の御質問に御答弁を申し上げます。

残りの質問につきましては副市長等から答弁を申し上げます。

○議長（渋谷健君）佐藤副市長。

〔副市長 佐藤広毅君登壇〕

○副市長（佐藤広毅君）市第 110 号議案について御質問をいただきました。

御本人からの相談が難しい場合の支援ですが、ひきこもり相談は御家族から寄せられることが多く支援には家族支援が重要です。御家族のひきこもりに対する理解が面談や家族勉強会などを通じて深まれば御本人への接し方が変わりよい変化にもつながることが期待できます。本人との相談が難しい場合でも御家族を通じて関係づくりを進め段階的にアプローチしながら丁寧に支援します。

市第 122 号議案について御質問をいただきました。

これまでの調査委員会への諮問結果についてですが、再調査の可否を判断するに当たり制度開始の平成 26 年度以降、調査委員会に 4 件諮問しました。いずれも教育委員会において必要な調査がなされていることなどが確認され再調査の必要性は認められないとの意見具申をいただいています。また、再発防止などに資する提言もいただいております。第三者機関として相応の役割を果たしていると認識しています。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（渋谷健君）下田教育長。

〔教育長 下田康晴君登壇〕

○教育長（下田康晴君）市第 108 号議案について御質問をいただきました。

生涯学習におけるDXの方向性についてですが、市民が主体的にいつでもどこでも学ぶことができるよう、デジタル技術も活用しながら多様な学びの環境を充実させます。オンライン配信講座の拡充に向け区とも連携をリアル、オンラインの双方で市民の学びを進めるほか、博物館や図書館における資料のデジタルアーカイブや電子書籍の拡充を進めるなどデジタル技術を活用した継続的な学習環境の充実に取り組んでまいります。

市立図書館におけるデジタル技術活用の方向性ですが、誰もが気軽に読書に親しむことができる環境を整備していくためにはデジタル技術は不可欠です。引き続き時間や場所を問わず利用しやすい電子書籍のコンテンツを充実させてまいります。さらに、本との新たな出会いを創出するため市民が読書体験を共有できるオンライン環境の構築、子供がAIや先端技術に触れられる機能の導入などデジタル技術を積極的に活用してまいります。

学校における情報モラル教育推進に向けた取組についてですが、インターネット上のルールやマナー、利便性や危険性を理解するための児童生徒向けの専門家による講話や家庭での安心安全なSNS利用に向けた保護者用リーフレットの配付等を引き続き行うとともに、オンラインなどの手法も駆使し家庭や地域とも連携することで市立学校全体の情報モラル教育を総合的に推進してまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（渋谷健君）和田選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 和田卓生君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（和田卓生君）まずは皆様、激しい選挙活動大変にお疲れさまでございました。また、法にのっとった選挙活動に励んでいただきまして心より感謝申し上げます。

それでは、横溝議員からの御質問にお答えいたします。

市報第31号について御質問をいただきました。

短期間で準備を進めざるを得なかったことの予算額への影響ですが、今回の選挙に係る予算額は15億円で、前回衆議院選挙の予算と比較して約1億7000万円の増加となっております。ただ、この予算はこの間の物価高騰や人件費の上昇を見込んだことが主な要因となっております。

次に、投票案内はがきの到着が遅くなることの周知方法についてでありますけれども、今回の日程においては速やかに準備しても投票案内はがきの到着を公示日に間に合わせることは困難な状況でありました。このような状況を含め報道各社にも記事として掲載していただくようお願いをし主要紙の多くで取り上げていただきました。また、内閣総理大臣による解散表明の翌日の1月20日にはホームページで周知を開始するとともにXをはじめとした各種SNSを活用した情報発信を行いました。

最後に、今回得られたノウハウの今後の選挙執行への応用についてであります。選挙を管理執行する立場として今回の選挙日程は極めて厳しいものでありました。そこで、入場整理券を少しでも早く有権者のお手元に届けるために封書からはがきに変更し従来の手法にとらわれない代替策を採用いたしました。また、通常は印刷している選挙期日を入れずにポスター掲示板を公示日までに確実に設置するために作成し、重要度に応じた可能な限りの省略化に取り組み大過なく選挙を執行することができました。このような経験やノウハウについては次回以降の選挙にもしっかりと生かしてまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（渋谷健君）次に、宇佐美さやか君。

〔宇佐美さやか君登壇、拍手〕

○宇佐美さやか君 日本共産党を代表し、今定例会に上程された議案に関連し質問します。

初めに、市第 108 号議案第 5 期横浜市教育振興基本計画の策定について伺います。

この基本計画は 7 つの柱と 18 の施策で構成され、2023 年頃の未来を見据えて横浜の教育が目指すべき姿を描いた横浜教育ビジョン 2030 のアクションプランと記されています。今回、計画の素案に対してパブリックコメントを児童生徒の 1 人 1 台端末を使用して募集し 10 歳代の子供から 9522 通、3 万 6336 件の意見が寄せられました。教育委員会が子供たちの意見を聞く機会を設けたことは評価しています。今子供たちを取り巻く状況は社会情勢の変化などから複雑化しています。そうした中、本市でも不登校の児童生徒は年々増え続け約 1 万人となっています。今こそ不登校について子供も保護者も安心できる施策が求められています。そもそも不登校の児童生徒がここまで増えた根本原因をどう考えているのか、教育長に伺います。

あわせて、その根本原因をどのように解消していくのか、伺います。

NPO が行った当事者ニーズ全国調査では子供が学校に行きづらいつらいと思いつつかけの上位はいずれも学校に関係する要因でした。少なくない子供が学校が嫌いと答え、36.9%の子供と 69.8%の保護者が学校が変わってほしいと要望しています。不登校への対策は子供が変わるのではなく学校が変わる必要があるのではないのでしょうか。学校を子供たちにとって居心地のいい場所にしていくためにも教員の多忙化解消は欠かせません。しかし、本市が掲げる月 80 時間の残業をしている教員をゼロにするという目標は掲げて以来一度も達成されていません。長時間労働と多忙化解消のため教員 1 人当たりの授業こま数を減らすべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

また、正規教員の定数増と採用枠拡大について改めて強く要望します。

市第 109 号議案横浜市特定乳児通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定及び市第 112 号議案横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例の一部改正について伺います。

この条例はいわゆるこども誰でも通園制度、誰通です。本市では 2025 年度から既に本格実施がされていますが、今回の議案は全国の自治体で本格実施となること、法律に基づく新たな給付制度になることから条例の一部改正として議案となりました。給付制度というのは国が定めた価格、公定価格で運営する事業ということです。子供 1 人 1 時間当たりの単価はゼロ歳 6 か月が 1700 円、1、2 歳が 1400 円となり、特別地域加算や保護者支援面談加算などが新設されました。本市は、さきにも述べましたが全国に先駆けて認可保育所のみで本格実施をしており、昨年 4 月から 12 月時点で登録者数 200 人、延べ利用者人数は 2288 人、延べ利用時間は 4499 時間、施設数は今年 1 月時点で 36 か所となっています。

日本共産党横浜市会議員団として 3 つ危惧している点があります。1 つ目は、市町村が設備運営基準を条例化するに当たりこども家庭庁が定めた設備運営基準に規定された人員配置や施設、面積の基準について、そもそも国が定めた基準では不十分と専門家から声が上がっていることです。例えば認可施設を活用する余裕活用型は既存の保育体制の中での保育士のやりくりで事業を回すことで保育士の増員はしなくてもいいとなっていますが、実際に毎日通っている園児と誰通の子供を同室で保育をすれば、1 時間ごとに発生する子供の入れ替わりのために保育士の手が取られることとなります。やはり保育士の増員は不可欠だと考えます。さらに、既存の認可施設ではないショッピングモールなどに併設されているいわゆる保育施設等で事業を実施している一般型では、事業を利用する乳幼児が 3 人以下なら従事する職員が 1 人でもいいとされている特例が設けられています。そうであるならば、少なくともこの特例を許さないよう基準条例に明記する必要があると考えます。

設備運営基準について本市の判断で国基準に上乘せするべきと考えますが、見解を伺います。

いま一つは、様々な業種から広く事業者を募集することになれば保育事業に初めて参入する事業者も申請する

かもしれません。そうなれば様々な問題が起きることも想定されます。そういった問題のある事業者を排除できるような監査体制を強化すべきだと考えるがどうか、伺います。

3つ目は報酬体系です。現在の報酬単価は安定した運営体制を確保するためには低過ぎます。子供が時間ごとに入れ替わることを考えると通常の保育と比べて準備にも相当時間がかかり負担が重くなることは明らかです。安定した運営体制を確保するための報酬体系となるよう国に求めるべきと考えるが、市長の見解を伺います。

処遇改善を行い保育士の確保にさらなる注力をお願いし、次の質問に移ります。

次は市第 110 号議案、横浜市青少年相談センター条例の全部廃止について伺います。

横浜市青少年相談センター条例に基づいてこども青少年局が実施している横浜市青少年相談センターと健康福祉局のひきこもり支援課を統合し新たに横浜市ひきこもり総合支援・若者相談センターとし健康福祉局が所管するというのが議案の趣旨です。統合したことにより期待される効果として年齢による切れ目のない相談支援の実施、地域関係者への技術的支援及び人材育成支援等の強化と説明されました。本市では4年前の調査でひきこもり状態と推察される40歳以上の方が2万人、15歳から39歳までの方が1万3000人と推計されているとして様々な方法で啓発などを実施していることを承知しています。推計3万3000人と言われるひきこもり状態の方々を市長はどのような存在だと捉えているのか、伺います。

2022年度に3回目となる横浜市子ども・若者実態調査を実施し多くの困難を抱える若者の声を集めて支えようとしている市内の各施設の役割が見えてきました。今回議案となっているセンターも重要な役割があることを再認識しました。それぞれの役割があるからこそどういった支援が必要か、そのためにどれぐらいの人員体制が必要なのかを判断するためにひきこもり状態にある3万3000人の方々からニーズ調査を実施していただきたいと考えますが、見解を伺います。

次は市第 114 号議案横浜市老人福祉施設条例の一部改正について伺います。

この議案は、泉区にある新橋ホームで実施していた通所介護と居宅介護支援を廃止するというものです。2021年4月にコロナ禍で通所介護を休止、現在利用者はいません。コロナ禍で通所介護を利用していた方々は近隣の民間の事業所へ移転していただきましたが、コロナ終息とされて以降も戻ることなく通所介護を閉鎖してしまいました。民間の事業所はコロナ禍でも大変な苦勞をして受入れを続けていました。公が行っている事業所が真っ先に閉鎖とは大問題です。居宅介護支援については2024年にケアマネジャーや介護職の賃金を上げるなどが含まれる介護報酬改定が行われたことによりケアマネを採用することが難しくなり、法人全体で確保できず休止し現在利用者はいません。ケアマネの採用が困難なのはどの施設でも同じではないでしょうか。むしろ民間は採用して処遇を改善している中で事業を継続しているのです。民間企業の努力に甘えて本市が公の役割を投げ捨てていいのでしょうか。福祉の分野は製造業や販売業と違い利益が上がる業態ではありません。高齢者保健福祉計画等を定めている本市は利益が上がりづらい事業だからこそ公的責任を持つために通所介護と居宅介護支援の廃止はするべきではないと考えますが、市長の見解を伺います。

今ケアマネを確保することがいかに大変なのか、介護現場の実態を本市はよく理解しているのではありませんか。介護現場におけるケアマネの採用の難しい事態を国に伝え本市としても改善をするべきと考えますが、市長の認識を伺います。

最後は市第 116 号議案横浜市営住宅条例の一部改正についてです。

神奈川区のこまどり及びサン・三ツ沢を廃止するという議案です。それぞれ借り上げ型の高齢者向け住宅でしたが、期間満了などからオーナーが代わる、オーナーが売却するなどの理由で廃止されます。2018年に示され

た市営住宅の再生に関する基本的な考え方の中で「重層的な住宅セーフティネットを構築する中で、その核となる市営住宅に対するニーズは、減少しないと見込まれるため、今後 20 年程度は、住宅確保が困難な高齢者世帯を中心に対応しながら、現在の戸数を維持します」と記されていますが、今回廃止される 2 棟、合計 33 戸分の戸数が減らされたまま少なくなったままとなっていることは維持とは言えません。今長引く物価高の影響で住宅を必要としている方が増えてしまうのではないかと危惧しています。住まいは人権です。住まいは生活の基本であり、憲法第 25 条が保障する生存権の土台です。安心して暮らせる住まいの提供は公の責任です。このような観点から私たちは市営住宅の新規建設を求め続けていますが、公の仕事として少なくとも借り上げ型に関して減らすべきではないと考えるが、市長の認識を伺い、質問を終わります。（拍手）

○議長（渋谷健君） 山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君） 宇佐美議員の御質問にお答えします。

市第 109 号議案及び市第 112 号議案について御質問をいただきました。

設置運営基準について本市の判断で国基準に上乘せすべきとのことですが、こども誰でも通園制度の面積基準について、本市では国基準に上乘せをしまして年齢にかかわらず一律に子供 1 人当たり 3.3 平方メートルを求めております。また、職員配置基準について施設によっては少人数の子供の受入れを想定しておりますが、国基準では数人程度の受入れであっても安全の確保等の観点から複数の職員配置を求めており、本市も国に準じております。

問題ある事業者を排除できるような監査体制を強化すべきとのことですが、国の法令により原則として年度ごとに 1 回以上実地で監査を行うこととされており、今後、国から示される基準等を基に実施体制等について検討をしております。適切に監査を実施し必要な指導等を行うことで子供たちが安全安心に過ごせる環境を確保いたします。

安定した運営体制を確保するための報酬体系にするよう国に求めるべきとのことですが、全国一律の給付制度になることを踏まえて国に対し引き続き利用に応じた単価のさらなる増額や安定して保育士を配置するための補助制度の創設など制度のより一層の充実を要望してまいります。

市第 110 号議案について御質問をいただきました。

ひきこもり状態の方の捉え方ですが、ひきこもり状態の方は本来一人の人間として豊かな主体性と大きな可能性を備えております。しかし、周囲の環境や社会との関係づくりがうまくいかずその力を十分に発揮できていない状況にあると考えております。お一人お一人の思いを丁寧に受け止めて御本人のペースを尊重しながら主体性を取り戻し、地域社会の一員として活躍ができるよう寄り添った支援を行います。

当事者へのニーズ調査をすべきとのことですが、ひきこもり状態にある方の生活状態や課題を把握し今後のひきこもり支援策に生かすことを目的に 5 年に一度実態調査を行っております。調査結果を踏まえて地域の相談機関と連携しながらひきこもり支援策の充実を目指します。

市第 114 号議案について御質問をいただきました。

通所介護と居宅介護支援を継続すべきとのことですが、新橋ホームは指定管理者制度で運営されておりますが指定管理料はなく、民間事業所と同様に介護報酬を運営の原資としております。人材確保が困難な中、運営の効率化を進めるため通所介護等を廃止し特別養護老人ホーム等の運営に人員を注力いたします。なお、現在通所介護等の利用者はおらず近隣事業所の定員に余裕があることから市民の方の利用に影響はないものと考えておりま

す。

ケアマネジャー不足の実態を国に伝えて本市としても改善をすべきとのことですが、ケアマネジャーの人材確保は大変厳しい状況にあると認識しております。このため処遇の改善や業務負担の軽減について国へ要望を行っております。本市としてもケアマネジャーの業務と役割の理解の促進に向けた市民向けリーフレットの活用やICT等を活用した業務の支援など人材の確保につながる働きやすい環境づくりに引き続き取り組んでまいります。市第116号議案について御質問をいただきました。

借り上げ型市営住宅は減らすべきではないとのことですが、契約期間の終了に伴い再契約をオーナーに働きかけているものの賃貸不動産の市場が活性化しておりオーナーが期待する将来の家賃と見合わないことなどから再契約ができない場合があります。引き続き社会情勢を的確に捉えながら市民の皆様の住宅セーフティネットの確保に努めてまいります。

以上、宇佐美議員の御質問に御答弁を申し上げます。

残りの質問につきましては教育長から答弁をいたします。

○議長（渋谷健君） 下田教育長。

〔教育長 下田康晴君登壇〕

○教育長（下田康晴君）市第108号議案について御質問をいただきました。

不登校の児童生徒が増えた根本原因についてですが、子供たちが不登校に至る背景や原因は様々だと考えています。学習に対する不安、教職員や友人との関係など学校生活に関わる要因、家庭環境や心身の状況といった個別の事情が複雑に絡み合っております。さらにコロナ禍以降、保護者や児童生徒の意識が変化したことも影響していると受け止めております。

不登校の増加原因の解消についてですが、原因が多様であることを踏まえ、子供一人一人が安心して過ごし自分に合ったペースで学びに向かえるよう環境を整えることが大切であると考えます。より一層学校を安全な場に加えて、ハートフルセンターなど学校外の居場所、オンラインやバーチャル空間の充実と合わせてAIドリルなどの活用や関係機関との連携を図りながら一人一人のペースにも合った学び、そして支援の充実に取り組んでまいります。

教員の授業コマ数を減らすべきとのことですが、教員1人当たりが担当する授業のコマ数は各学校の年間授業時数から算出をしており、各教科等の内容を学ぶために必要な時数として国が定めた標準授業時数に基づいているものです。今後も子供の学びを保障するために必要な時数を確保するとともに人的あるいはICTの活用も含めまして様々な手法で教職員の負担軽減にも取り組んでまいりたいと思います。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（渋谷健君） 以上で質疑は終了いたしました。